

匝瑳市議会平成18年3月定例会議事日程（第13日）

3月22日（水曜日）午前10時開議

1 開 議

2 一般質問

7番 椎 名 嘉 寛 君

6番 川 口 明 和 君

31番 石 毛 好 郎 君

10番 田 村 明 美 君

3 散 会

出席議員（36名）

議 長	及 川 新三郎 君	副議長	熱 田 一 一 君
1 番	越 川 竹 晴 君	3 番	石 田 加 代 君
4 番	浅 野 勝 義 君 (早退)	5 番	栗 田 剛 一 君
6 番	川 口 明 和 君	7 番	椎 名 嘉 寛 君
8 番	江波戸 友 美 君	9 番	苅 谷 進 一 君
10 番	田 村 明 美 君	11 番	及 川 重 幸 君 (早退)
12 番	佐 藤 悟 君	14 番	佐 瀬 公 夫 君
15 番	小 川 昌 勝 君	16 番	大 木 輝 久 君
17 番	浪 川 茂 夫 君	18 番	鷓之沢 孝 夫 君
19 番	行 木 新太郎 君	20 番	林 芙 士 夫 君
21 番	佐 藤 浩 巳 君	22 番	安 藤 新 一 君
23 番	佐 藤 正 雄 君	25 番	石 田 勝 一 君
26 番	及 川 重 良 君	27 番	山 崎 剛 君
29 番	熱 田 孝 雄 君	30 番	伊 東 孝 君
31 番	石 毛 好 郎 君	32 番	行 木 勲 君
33 番	平 野 四 郎 君	34 番	鈴 木 莊 右 君
35 番	林 日 出 男 君	36 番	江波戸 勝 男 君

37番 大木 傳一郎 君

38番 岩瀬 藤作 君

欠席議員（2名）

2番 小川 博之 君

24番 岩井 孝寛 君

事務局職員出席者

事務局 長 實川 豊治 君

主 幹 佐久間 正行 君

次 長 若梅 和巳 君

主 査 補 勝田 和子 君

書 記 川島 誠二 君

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 江波戸 辰夫 君

収 入 役 者 増 田 誠 君
職 務 代 理 者

秘 書 課 長 角 田 道 治 君

企 画 課 長 飯 田 正 信 君

総 務 課 長 那 須 章 典 君

財 政 課 長 宇 野 健 一 君

税 務 課 長 磯 部 範 夫 君

市 民 課 長 増 田 重 信 君

環 境 生 活 課 長 古 作 和 英 君

健 康 管 理 課 長 桑 田 政 雄 君

産 業 振 興 課 長 加 瀬 健 二 君

都 市 整 備 課 長 鎌 形 信 雄 君

建 設 課 長 野 口 晴 夫 君

福 祉 課 長 渡 邊 克 浩 君

高 齢 者 支 援 課 長 柏 熊 明 典 君

市 民 病 院 院 長 林 喜 美 雄 君
事 務 局 長

教 育 委 員 会 長 鈴 木 勘 治 君

教 育 委 員 会 長 熱 田 恒 雄 君
学 校 教 育 課 長

教 育 委 員 会 長 鈴 木 憲 一 君

農 業 委 員 会 長 片 岡 守 君
生 涯 学 習 課 長

農 業 委 員 会 長 布 施 勝 敏 君

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（及川新三郎君） おはようございます。

これより、去る3月15日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は35名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ここで申し上げます。

さきの本会議において、資料請求されました介護保険料の算出根拠比較表（匝瑳市）については、執行部と協議の結果配付することにいたしました。よって、本日各議席に配付いたしました。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 配付漏れはなしと認めます。



一般質問

○議長（及川新三郎君） 日程第1、日程に従いまして、これより一般質問を行います。

ここで申し上げます。本定例会の一般質問については、議会運営委員会に諮問協議の結果、通告のあった8名の方々を2日間の範囲とし、本日4名、3月23日に4名と決定いたしました。よって、本日の日程は、さよう取り計らうことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。

この際申し上げます。一般質問について重複する事は避け、円滑に議事の終了することができますよう御協力をお願いいたします。また、執行部の答弁も直截簡明に行うよう要望いたします。

一般質問の発言時間については、あらかじめ議会運営委員会において、答弁時間を含めておおむね60分と時間的制限を申し合わせましたので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告により順次質問を許します。

最初に、椎名嘉寛君の登壇を求めます。

椎名嘉寛君。

〔7番椎名嘉寛君登壇〕

○7番（椎名嘉寛君） 皆さんおはようございます。友和会の椎名嘉寛でございます。

新生匝瑳市がスタートし、初めての3月定例議会において、トップバッターとして一般質問をさせていただき、大変光栄に思っております。議長の御配慮に感謝申し上げます。

また、先般の市長選挙において初代市長になられました江波戸市長に心からおめでとうを申し上げます。

さらに、執行部職員の皆さんには、合併に伴う調整事項、あるいは平成18年度予算案の編成など、昼夜にわたっての御努力に敬意を表したいと思います。大変御苦労さまでございました。

それでは、通告に従ってお尋ねいたします。

私は、まず1点目は、初代江波戸市長の政治姿勢について、2点目は、匝瑳市の財政状況について、3点目は、農業の現状と今後の課題について、以上3点についてお伺いいたします。

まず1点目として、市長の政治姿勢についてであります。

冒頭でも申し上げましたが、市長はこのたび見事、無競争当選を果たされました。このことは、結果として、匝瑳市民の多くの信任を得たものと私は思います。したがって、これから、4年の任期に課せられた課題も多く、行政の執行者のトップとして新生匝瑳市の将来を左右する責務は極めて重大であると思います。

不謹慎な例えかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

匝瑳市を船に例えるならば、市長は匝瑳丸の船長として、しっかりとした目標に向かって遭難しないようなかじ取りをしなければならないと思いますがいかがでしょうか。

提案されております平成18年度予算案を見ても、はっきりと証明されております。なぎの海ではありません。常にしけの荒波に浮かんでの航海ではないかと私は思います。横風が吹けば座礁しかねません。私は、船が沈没しないで未来永劫に航海が続くことを願うものであります。

市長は、2月19日の市長選の出陣式のあいさつにおいて、当市の財政は厳しいが、心を鬼にして財政をきちんとしていく。病院の健全化にも努力し、少子・高齢化に対応して市民に喜びとぬくもりを与える行政を進めるとあいさつされたことを記憶しております。

また、「広報そうさ」3月号では、市長の就任あいさつが掲載されておりました。前文は現状認識、中段では、今後の取り組みとして匝瑳市の将来像である海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまちの基本目標5つを設定して行政を推進していくと語られ、後段では、市長

の力強い決意が述べられていたと理解しております。

さらに、今、開会中の定例議会においては、3月10日、冒頭、市長の所信が述べられました。その中で、平成18年度における重点施策の概要として、新市まちづくりの5つの基本目標が具体的に示されました。結びでは、市長みずからの3つの政治姿勢として、1つは、市民の声をよく聞く、2つ目には、旧八日市場市民と旧野栄町民との融和を図る、3つ目には、利益と負担を明確にすると言明され、不退転の意思を持って取り組むとの力強い決意表明がありました。全容は所信の中で理解できると思いますが、再度、匝瑳市民4万2,000人の幸せのために、市長の行政の取り組みについて、恐縮に思いますが、御所見をお伺いしたいと思っております。

次に、国は、地方分権、あるいは平成16年度予算から始まった三位一体改革により、4兆円の補助金を削減して、3兆円の税源移譲が進められております。結果として、中央と地方の痛み分けとも言われております。しかし、私は、痛み分けではなく、地方自治体にとっては負の部分が多く、財政上大きな問題であり、窮地に立たされているものと思っております。特に、当市においては、平成18年度一般会計予算案で示されているように、自主財源が40.1%と乏しく、国や県に頼らざるを得ませんが、今後の課題としては、しみずからの創意工夫と歳出の圧縮削減をし、力に見合った行政運営を進める時代が来ていると考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、2点目ではありますが、当市の財政状況についてお尋ねいたします。

初めに、旧八日市場市、旧野栄町の財政状況について検証したいと思っております。

平成16年度決算書によれば、財政力指数では、八日市場市が0.5、野栄町が0.389、実質収支比率では、八日市場市が7.2%、野栄町が4.8%、経常収支比率では、八日市場市が96.9%、野栄町が96.4%、公債費比率では、八日市場市が19.3%、野栄町が13.1%、公債費負担比率では、八日市場市が17.7%、野栄町が11.2%と数値が示しております。いずれも、財政は非常に厳しい状況であったと思っております。そして、硬直化している財政を合併することによって経費の縮減と効率化を図り、財政の立て直しを考えた合併であったと理解しております。しかし、平成18年度匝瑳市一般会計予算案が提出され、骨格予算ということでもありますから、一概に言えない部分もありますが、匝瑳市にとっても苦しい財政に変わりはないと思っております。

そして、平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出の合計額は124億5,000万円となっております。そのうちの歳入としての自主財源は49億9,345万3,000円であり、総額との比率では前段でも申し上げましたが、40.1%になります。

一方、依存財源としては、74億5,654万7,000円であり、総額との比率では59.9%、約60%になります。また、経済も回復基調にあると聞きますが、地方においては、依然として経済状況は期待できないと思います。

このように、自主財源が40.1%、依存財源が約60%と示されている中で、国からの助成がさらに削減されるならば、現状の行政運営は困難をきわめると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。また、財政健全化の取り組みについても御所見をお伺いしたいと思えます。

次に、財政課長になろうかと思いますが、お伺いいたします。

平成18年度匝瑳市一般会計予算案の総額支出額に占める義務的経費、任意的経費の額と比率について、さらに、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率について、これは6月の補正で数値が変わるとは思いますが、お示しいただきたいと思えます。

次に、3点目ではありますが、農業の現状と今後の課題についてお尋ねいたします。

農林水産省の発表によりますと、日本の農業人口は、平成2年に1,388万人であったものが、平成16年では940万人となり、15年間で448万人減少しております。農業就業人口では、平成2年では482万人であったものが、平成16年では362万人となって、ここでも、15年間で120万人も就業人口が激減していると公表されております。さらに、農業就業者の高齢化についてであります。平成2年では、39歳以下が12.3%、40歳から64歳では61.0%、65歳以上が26.8%となっております。そして、平成16年度ではどのように変化しているかと申し上げますと、39歳以下がたったの5.2%、40歳から64歳では40.5%、何と65歳以上が54.3%となっております。農業従事者の高齢化が15年間でびっくりするほど急速に進んでいることが、数値ではっきりと示されております。

さらに、耕作放棄地はどうかと申しますと、平成2年では22万ヘクタールであったものが、平成17年では38万ヘクタールとなっており、ここでも耕作放棄地の拡大が明確に示されております。

私は、この数値が示していると同時に、加えて、農産物の価格の低迷や国際ルールの厳しさなどによって、今や日本の農業は大変な危機に直面しているものと思えます。

そして、この要因はどこにあるかと、グローバル化した社会情勢の中では、一概に答えは難しいと思えます。しかし、私は、国の行政が消費者重視の中で行われ、農業政策が行き届かなかったことが大きな要因ではないかと思っております。基本的に、国民の食料は国内生産で守るという姿勢、そして、農業は食料の生産だけではなく、社会的貢献、例えば水源の

涵養、自然環境の保全、伝統文化の継承などを含めて、国民、ひいては消費者の方々に農業を理解していただく、そうした施策が不足していたのではないかと考えております。ちなみに、当市においても、同じような要因によって、基幹産業である農業の存続が危惧されるわけであります。市長は、当市の農業の現状をどのように認識され、今後、どのような農政を考えておられるのか御所見をお伺いいたします。

続いて、産業振興課長になろうかと思いますが、当市の農業就業人口の推移を、平成2年と平成16年についてお尋ねいたします。

さらに、農業就業者の高齢化の推移を平成2年と平成16年別に、また年齢別に比率をお願いしたいと思います。年齢は39歳以下、40歳から64歳、そして65歳以上と分けてお示しいただきたいと思います。

さらに、総農地面積と耕作放棄地の推移を、平成2年と平成16年別にお示しください。

次にお尋ねいたしますが、農林水産省では、前段で申し上げた厳しい農業の現状にかんがみ、平成19年度から品目横断的経済安定対策を進めようとしています。その概要は、食料の安全、安心、そして安定供給を目指して、国内自給率を現状の40%から45%に向上させ、農業経営の安定を図ろうとする施策であると聞いております。この施策の目的は2つあります。

1つは、担い手の育成であり、地域農業を担う意欲と能力のある認定農業者の育成と確保であり、緊急の課題ととらえております。

2つ目は、小規模な農家、あるいは兼業農家、あるいは高齢者農家が一員となつてともに助け合う集落営農制度であります。認定農業者制度については、当市においても既に実施されており、今後の拡大を期待いたしますので、集落営農について触れたいと思います。

農林水産省の説明によりますと、集落営農のメリットとしては、1つは集落の農地を集約し、共同で営農ができること。2つ目は、機械の共同利用で生産コストが下がること。3つ目には、農業に対して、意欲、体力、気力に応じて参加できること。4つ目には、将来的に効率よく安定した経営ができること。5つ目は、経理の一本化が図れること。6つ目には、農村社会も生き生きし、豊かな環境が構築されることなどの利点を挙げております。

よく聞く言葉ですが、農業は国の言うことを聞いていたら経営は成り立たないと言われております。確かに農業は地域の特殊性や基盤整備、あるいは自然環境に影響され、一概に国の施策に適合するとは私も思っておりません。また、集落営農組織を立ち上げるには、条件や制約もあります。さらに、当市の特殊事情もあり、近々に組織ができるとは思いますが、農業の将来を考えるならば、少なくとも、農業の高齢化や後継者の育成、あるいは耕作放棄

地の解消などを喫緊の課題ととらえるならば、行政と農業団体が一体となって、認定農業者の拡充と集落営農制度の両面を地域性にあわせて活用することが、問題解決の糸口になるのではないかと考えております。その思いに立ってお尋ねいたします。

まず1点は、当市の認定農業者は何名認定されているのか。また、主たる経営累計についてお示しをいただきたいと思えます。

2点目は、集落営農について当局の考え方、また制度の啓蒙、取り組みについてお伺いいたしまして、私の登壇質問を終わりにします。よろしく申し上げます。

○議長（及川新三郎君） 椎名嘉寛君の登壇質問が終わりました。

椎名嘉寛君の質問に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの椎名嘉寛議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、財政力に見合った行政運営について、市長の所見とお尋ねでございますが、先般、所信表明で述べさせていただきましたが、椎名議員さんも御承知のように、地方財政を取り巻く環境は、国と地方を通じて財政状況の著しい悪化や、かつて日本では経験したことのない少子・高齢化社会を迎えるわけでございますので、ますます厳しさを私は増してくるのではないかなという思いでございます。また、地方分権の推進に伴いまして、地方の財政運営のあり方に加えられ、地方交付税や国庫支出金など、国に依存した財源の見直しが行われておるところでございます。本市におきましても、合併をしたからといって改革の手立てを緩めることなく、本市のおかれた状況を念頭に置き、本市を取り巻く環境を十二分に見きわめながら、常に意識改革を持って取り組んでまいりたいと思えます。このために、総務省の指針に基づきまして、財政健全化、職員の給与及び定員管理の適正化などを盛り込んだ集中改革プランを策定をいたしまして、行政改革に取り組んでまいる考えでございます。椎名議員さん御指摘のとおり、これからの行政は財政力に見合った運営をしなければならない時代を迎えたと認識をしております。カニも甲羅にあわせて穴を掘るという言葉もでございます。

さらに住民要望の高い保健、医療、福祉などの充実を図るにも効率的な行政運営や政策能力の向上への対応を早急に行わなければなりません。これらは、初代匝瑳市長である私に課せられた責務として痛感をし、今後、限られた財源の中で創意工夫をいたしまして、むだな費用を省きながら、市民の幸せにつながるよう努力をしてみたいと思えます。

次に、初代匝瑳市長としての行政運営に対する具体的な所見についてのお尋ねござい

すが、私は、新生匝瑳市の初代市長といたしましての責務は何かと申せば、市民の幸せを第一に考えなければならないと認識をしております。市民の幸せのためにいろいろな施策を実施するわけではありますが、基本構想、基本計画が策定をされるまでの間は、新市の建設計画などに基づきまして事業を実施をしております。

具体的な事業といたしましては、全国的な医師不足の中で、医師確保は相当な困難を伴うものでありますけれども、現状を看過することなく、引き続き医師の確保に鋭意努力をしておりますとともに、市民総合病院のあり方検討委員会の御提言を念頭に置きながら、経営健全化を図ってまいりたいと思っております。

また、東総地域では、東総地域における医療連携を円滑に推進をするため、平成17年11月に県の健康福祉部と各市町で構成いたします東総地域医療連絡協議会が設置されました。今後は、東総地域医療連絡協議会や旭中央病院との連携を強化しつつ、お互いに協力し合いながら、機能分担などを検討し、市民病院の役割を一層充実させてまいりたいと努力するものでございます。

また、高齢者の方々にぬくもりと幸せを与えるために、介護予防制度の充実を図り、平成18年4月から、高齢者支援課内に地域包括支援センターを創設することといたしました。さらに、障害者基本法に基づく障害者計画や障害者自立支援法に基づく障害福祉計画をあわせて策定をしております。少子化対策につきましては、平成17年3月に策定いたしました次世代育成支援行動計画の基本理念を踏襲しながら子供たちを育てる喜びと楽しみを実感でき、みんなで支え合えるまちづくりを引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、産業経済分野でございますが、農業の活性化を図るため、農村整備面での基盤整備事業を推進するとともに、ふれあいパーク八日市場などを通じまして、本市で生産されました野菜や米などの販売をしております。また、日本一の植木のまちのアピールもあわせて行ってまいりたいと思っております。

さらに、商業関係でございますが、先般、市の土地開発公社で購入いたしましたJTの八日市場営業所の跡地を利用し、商工観光の活性化に資するため、最も効果的な活用方法について調査検討をし、商工会と行政が英知を出し合い、地域の発展につながるよう活用してまいりたいと考えております。

次に、都市基盤分野でございますが、鉄道利用者の利便の向上を図るために、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインを考慮しながら、八日市場駅南口広場整備事業を実施をしております。

以上が、所信表明で述べさせていただきました主な施策の一部であります。私は、これからの事業の実施に当たりまして、市民の声をよく聞く、また、旧八日市場市民と旧野栄町民との融和を図る、利益と負担を明確にするという3本の政治姿勢を基本にいたしまして、市内の全域にサービスが行き渡り、匝瑳市民の要望にこたえられるよう努力をしてまいり所存でございます。

続きまして、本市の財政についてのお尋ねでございますが、財政見通しといたしましては、合併前と同様に厳しい状況であることは変わりはありません。特に、これまで両市町で取り崩してきた財政調整基金がいよいよ底をつきつつある中にありまして、歳入の確保と歳出の削減をより一層強化する必要がございます。限られた財源を有効に活用していく観点から、今後、新市建設計画事業の年次計画の見直しも行わざるを得ないものと考えております。

まず、財政健全化に向けました今後の対応でございますが、総務省の通達に基づきまして、行政改革推進のための市町村計画、いわゆる集中改革プランを平成18年度に策定する予定でございます。この中で、財政健全化にかかわる具体的な取り組みとあわせまして、数値目標などを明らかにしてまいりたいと考えております。所信表明でも申し上げましたが、財政運営の基本は、「入るをはかりて出るを制す」ということではないでしょうか。基金の取り崩しに頼らない財政構造の確立に向けまして、不断の努力で行財政改革に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、農業の現状と今後の課題についてのお尋ねでございますが、農産物の輸入自由化や国内外の産地間競争の激化、消費者ニーズの多様化など、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、このことは本市の農民にとっても例外ではございません。特に本市においては、主要作物であります米とあわせまして、全国有数の植木の産地でもございます。米につきましては、食生活の変化による消費の減少、価格の低落状況が続いている状況でありますけれども、この厳しい状況の中、米の政策改革における地域水田農業ビジョンを立ち上げ、異種開発米の生産拡大に向けた販売目標を掲げて指導してまいります。

一方、消費の拡大に向けました取り組みが必要と考え、特に地産地消を前面に打ち出し、消費者との対話を呼びかけて対策を検討してまいりたいと考えております。

また、植木につきましては、需要の低迷の中、植木組合におかれましては、ヨーロッパなどの海外に向けての販路拡大に努められ、最近では、中国に向けて試験的な輸出を行っているところでございます。この取り組みにつきましては、3月9日のNHKの首都圏ネットでも千葉匝瑳市八日市場の植木を世界にと題して放送されたところでございます。

また、品種改良につきましては、「赤めまき」としてブランド化し、商品化に結びつけられる日も間近に迫っているとのお話もお聞きしておりますので、植木産業の指導、育成につきましては、市といたしましても全面的に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

また、そのほか園芸品につきましては、減農薬、減化学肥料による「ちばエコ農作物」の認証を受けた園芸品の出荷が行なわれております。

畜産につきましても、「そうさ若潮牛」を銘柄牛といたしまして、生産し、販売促進にお互い手を差し伸べていきたいというふうを考えております。

農業を取り巻く状況が依然として厳しい中、おのこの生産者と生産者団体が連携協力をして、安全で、かつ安心な農畜産物の生産に励んでおられるという認識を私は持っております。また、これらの生産活動と連動しながら、ふれあいパークや朝市などを通して、地産地消の取り組みが活性化することとともに、都市と農村の交流などのふれあい農業が定着し、全体的には幾らか明るさの兆しが見え始めてきているという感じを持っておるところでございます。

次に、今後、どのような農政を考えているのか、とのお尋ねでございますが、農業者が自信と意欲と、やりがいを持って農業に従事できるような環境をつくり上げることが必要と考えております。このためには、農業の生産基盤の整備も不可欠であると考えております。所得の点につきましても、農業を主業とする農業者が、地域における他産業並みの所得を確保できる経営体の育成が必要ではないかな、というふう考えております。また、他産業並みの所得が確保されることによりまして、後継者の育成も図られるものであるとも考えておるところでございます。

今月11日に、農業振興会の主催によります農業講演会が開催されました。現在のWTO農業交渉の行方が注目されている中で、消費者側においても、生産者側においても、改めて食と農のあり方を考え直すときではないかとの御提言がございました。私も、この講演をお聞きする中で、国内でとれた農作物はすべて国民が消費をしていただき、助け合う心、また、地域でとれたものを大切にする心、次世代に伝えるべきものは心であるとのお話がございました。全く私も同感であり、今後、食力とあわせまして、地産地消につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、都市と農村交流が推進され、地域住民と都市住民が農業農村に対しましてお互いに理解をし合い、明るく生き生きとした農村づくりを目指してまいりたいと考えておりますの

で、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、関係課長から御答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（及川新三郎君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） それでは、市長答弁に補足をさせていただきます。

平成18年度一般会計予算案での義務的経費と任意的経費のお尋ねでございますが、まず義務的経費につきましては68億473万8,000円でございます。予算総額に占める割合といたしましては54.7%になります。また、任意的経費につきましては56億4,526万2,000円でございます。予算総額に占める割合といたしましては45.3%になります。

次に、財政指標でございますけれども、平成18年度当初予算案に基づきまして計算をいたしますと、財政力指数は0.513、経常収支比率は99.3%、公債費負担比率は16.9%になります。

私からは、以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 加瀬産業振興課長。

○産業振興課長（加瀬健二君） 私から、椎名議員さんの御質問に何点かお答えさせていただきます。

まず初めに、これから申し上げますのは、いわゆる農業センサスの数値、それと、旧八日市場市、旧野栄町、いわゆる匝瑳市の全体の合計数値としてとらえていただきたいと思います。

まず初めに、本市の農業就業人口でございますが、平成2年では1万94人でした。これが、平成16年になりますと6,529人と、御案内のとおり35%の減少に至っております。

続いて、農業従事者の年齢別構成を申し上げます。

平成2年、39歳以下が2,523人、全体の25%に当たります。40歳から64歳まで5,855人、全体の58%になります。また、65歳以上1,716人で、全体の17%に当たります。これが平成16年になりますと、39歳以下が1,000人ちょうど、全体の15%、40歳から64歳までが3,231人で、全体の50%になります。65歳以上の階層は2,298人で、全体の35%と、それぞれ推移いたしております。

続いて、耕作放棄地ですが、これについては、農業センサスで、いわゆる調査時期、調査日前の1年間作付けされずに、なおかつ今後数年間、耕作地を耕作する意思がない農地、これがいわゆる耕作放棄地として定義づけられております。これは、平成2年度では150ヘク

タールございました。それが、平成16年になりますと426ヘクタール、およそ2.7倍に増加しております。

続いて、総農地面積ですが、これも平成2年で申し上げますと、5,970ヘクタールに対して、平成16年は5,500ヘクタールとなっております。

続いて、認定農業者の関係を御説明申し上げます。

まず、本匠瑛市として認定されております認定農業者は、現在161経営体となっております。この累計といたしまして、水稻だけの専作で認定されておりますのが9経営体でございます。さらに、水稻と違う経営をしております複合経営体が72、続いて、植木だけの専作として認定されておりますのが44、畜産を専業といたしております経営体が23、そのほか花卉等で認定されておりますのが13という形になっております。

続いて、集落営農の関係でございますが、やはり集落の将来を皆さんで話し合う場をつくっていくことがまずもって必要ではないかと考えております。そういう中で、市といたしましても、農家組合長さんを初めとして、その必要性を説明しながら、制度とあわせて説明をしながら働きかけを行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（及川新三郎君） 椎名嘉寛君。

○7番（椎名嘉寛君） 市長から政治姿勢について、あるいは財政について、農業問題、御所見をいただき、大変ありがとうございます。また、担当課長からは、詳細にわたっての御答弁ありがとうございます。

再度、何点かお尋ねいたしたいと思えます。

まず1点でありますけれども、先ほどの御回答によりますと、自主財源が40.1%、義務的経費が54.7%、財政力指数が0.513、経常収支比率が99.3%、公債費負担比率が16.9%と御回答がございました。この数値が示しているように、いずれにしても財政は非常に逼迫をしていると、そして、硬直化しているという現状が顕著にあらわれているというように私は思います。そしてまた、経済情勢、国、県の方針などを総合的に考えましても、歳入の増加は非常に困難な状況下にあると。先ほども市長の方から御答弁ありましたけれども、そういう状況ではないかと思えます。したがって、今後の1年の歳入ではなくして、今後の歳入の見通しについて御見解をお伺いいたしたいと思えます。

次に、2点目でありますけれども、私は何と言っても今当市においては、財政の健全化を早急に進めなければならないというように考えております。それには、むだを省いて歳出の

縮減、特に新市建設計画に基づく、特例債に基づく道路建設が何本か計画されております。先般、小川議員の方からも建設計画の御質問がありましたけれども、やはり私は、特例債についても3割借金になるわけですから、これは見直しをする必要があるというように考えております。

そうした中で、先ほどの市長の御答弁によりますと、建設計画の見直しもせざるを得ないというように御回答がありましたけれども、ぜひとも、見直しをしていただきたいと、このように思いますけれども、その辺の御見解を再度お伺いいたしたいと思います。

次に、3点目でありますけれども、先ほどの答弁でもありましたが、基金が底をついているというようなことでございまして、そういう中で、現行の行政運営を維持するというような観点に立ったときに、果たして平成19年度の予算編成が組めるのか、私は非常に危惧しております。その点についてお考えをお伺いいたしたいと思います。

次に、4点目でありますけれども、当市の第一次産業は、水産もありますけれども、主はやはり農業であるというように思います。先ほどの中で、当市の農業就業人口の激減、急速な高齢化、耕作放棄地の大幅な拡大につながる数値の御回答がございました。この現象というのは、私は全国的な警鐘でありまして、やむを得ない部分もあろうかと思いますが、ただ中には、先進的な営農をしているという者も現実にはふえているわけでございます。県内にもそうした先進的な営農をしているところもございまして、行政側としても、これは行政だけではなくて、農業団体などと一体となって意欲のある後継者に対して情報の提供、あるいは研修などを通じまして、後継者が知識をさらに広げていただいて、地域の農業の活性化を図っていただき、そして、農業を守っていただく。そのような取り組みの強化が必要ではないかというように私は考えておりますので、その辺の御見解もお伺いいたしたいと思います。

次に、5点目ではありますが、集落営農制度の取り組みについて御答弁をいただきました。当市の農業は、基盤整備も小規模でありまして、加えて湿田地帯でもあるというような状況の中で、集落営農というのは、なかなか困難であろうと私も思っております。しかしながら、高齢化が進み、かつ後継者がいない、そして、高齢者の方も農業は自分の代でもう終わりだというような方も相当いるというように思います。したがって、そういう状況の中で、やはり行政が先頭に立って指導していくことが極めて重要であるというふうに思いますし、責務であろうとも考えます。

先ほど産業振興課長からも引き続いて説明をし、また集落営農についても取り組んでいく

というような御答弁がありましたけれども、極めて重要であると同時に、責務についてお考えをいただきたい。

以上、5点について再度お伺いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（及川新三郎君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの椎名議員さんの再質問に対しましてお答えをさせていただきます。

本市の歳入の見通しについてのお尋ねでございましたが、景気の回復基調により、市民税の伸びは見込めますが、地方交付税及び臨時財政対策債の動向や、国、県の財政状況から、今後、大幅な歳入増へと転じることはもはや見込めないと私は考えております。したがって、椎名議員さん御指摘のように、歳入の見直しと縮減を徹底しながら、早期に歳入に見合った歳出構造への転換を図ることが最重要課題であると考えておるところです。

また、平成19年度の予算編成の見通しでございしますが、来年度の予算編成におきましては、恐らく財政調整基金が底をつくこととなりますので、市政をお預かりする者として心配で、恐らく眠れない日が続くのではないかなと思っております。そういう中で、市民及び議会の御協力をいただきながら、予算の編成での工夫や思い切った歳出の削減に取り組み、この財政危機を乗り切りたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 飯田企画課長。

○企画課長（飯田正信君） それでは、私の方からは合併特例債事業についてお話をさせていただきます。

合併特例債事業は、皆様御案内のとおり、起債充当率95%、元利償還70%が交付税措置されます大変有利な地方債になってございます。ただ、先ほど財政課長等からもお話がございましたけれども、大変厳しい財政事情を考えますと、今後、基本構想の策定の中で事業の実施年度の見直しについては諮っていかなければならないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 加瀬産業振興課長。

○産業振興課長（加瀬健二君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

椎名議員さんおっしゃられますように、後継者対策は非常に重要であるという認識は常日

ごろ持っております。本市においても、今回の合併によって旧野栄町を含めて農業振興会を充実させる組織としていきたいと、このように考えております。そういう中で、いわゆる農業の分野でも、例えば農薬の使用、こういったものもこれから大きな重要な問題として取り上げております。そういった、農薬使用の研修とか、あるいは先進地の視察、こういったものをそれぞれの組織でいろいろな分野で情報を得て、研修等に取り組んでいきたいと、このように考えております。

また、集落営農でございますが、当然のことながら、集落営農の一つのいわゆる定義と申しましょうか、そういったものも国から示されております。そういったものを勘案しながら集落でのリーダーを中心に話し合いを持たれることが一番重要ではなかろうかということで、現在も農家組合長を通じて集落への説明、そういったものを行っております。そういった形で行政とあるいはまた農業団体、あるいは農協、こういったものが連携して取り組んでいくことが重要と考えておりますので、これからもそれらを推進してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（及川新三郎君） 椎名嘉寛君。

○7番（椎名嘉寛君） 最後になるわけでありましてけれども、平成18年度予算編成の関係について、まだ御答弁がありませんけれども、それは最後で結構ですので、平成19年度の予算編成が組めるのかどうなのかということについて、現行の行政運営をする場合です。その点についてお答えをいただきたいと思いますが。

いずれにしても、市長は市政運営に取り組むみずからの決意を「成せばなる 成さねばならぬ何事も 成らぬは人の成さぬなりけり」ということで、上杉鷹山の格言を引用して何度か述べられております。また、施策の実施に当たりまして、先ほどありましたけれども、3つの政治姿勢を言明されて不退転の意志で取り組むということを強調されております。この力強い決意に市民の皆さんも安心されているというように私も思いますし、私も市長のこのお考えに賛同いたしたいと思います。ぜひとも、この思いを貫いて、市政運営に当たっていただきたいと、このように思います。

さらに、市の財政についてでありますけれども、ここ数年はやはり非常に厳しい状況が続くというように思われます。ただ、先ほどの企画課長の中で、新市建設計画の御答弁がありました。年度をおくらすというような御答弁だけでありましたけれども、私は、やはり、市の財政を考えて、見直すべきものはやはり年度だけではなく、おくらせるだけではなく、い

ずれにしても、今度の新市建設計画の中では特例債80億円強の計画がされているというふうに記憶しているわけでありましてけれども、その30%は借金になってしまうわけですから、やはりその辺の、不必要と言ったら大変語弊がありますけれども、今すぐやらなくてもいいようなものについてはやはり見直しをかけて、なるべくそうしていただきたいというように思っております。

しかしながら、みんなで、こうした財政状況を英知を結集して、財政の健全化に努めなければならないというように考えますので一層の御努力をお願いいたしたいと思っております。

それから、農業問題でありますけれども、農業問題、非常に難しいわけでありまして、産業振興課長も、当然市長もそうですけれども、対策にはいろいろ苦慮されているということはわかります。そういう中で、特効薬が本当はないというのが現状であります。しかしながら、農業はやはり当市の基幹産業でありますから、あきらめてはならないというように思います。したがって、当市の発展を考えるということであれば、行政側として、やはりしっかりした情報提供、あるいは指導を今後も続けていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（及川新三郎君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 平成19年度予算が組めるのか組めないのかということでございましたけれども、組まなければならないわけでございますけれども、今までと同じような歳出の内容で組めるのかというお尋ねであったとするならば、今までと同じような歳出の内容では歳入と歳出がバランスがとれないということで、お答えとしては今まで同様には組めないということになろうかというふうに思います。

○議長（及川新三郎君） 椎名嘉寛君の一般質問を打ち切ります。

続いて、川口明和君の登壇を求めます。

川口明和君。

[6番川口明和君登壇]

○6番（川口明和君） それでは、改めまして皆さんこんにちは。私は、友和会の川口明和でございます。

冒頭、この3月の定例議会は、匝瑳市最初の議会でございます。一般質問に当たり、この機会をいただき、まことにありがとうございました。

江波戸市長には、市民の皆さん一人一人が積極的にまちづくり活動に参加し、市民と行政

が一体となって、ともに考え、ともに行動するまちづくりを進めていくと表明されていることについて、今後を期待したいと存じます。

新市匝瑳市として、また、最初の議会ですので、市民の生命を守るために、病院・消防・教育という面から、どうあるべきか、市民のために、今、何ができるかを考えてみました。

3月19日の毎日新聞の一面に、搬送病院対応できず、重症9,000人転送という見出しで救急隊が患者の重症度に応じて搬送先を選ぶが、誤りなく判断するのは難しい上、体制が不十分な病院もあるから、転送で治療開始がおくれると死亡率が高まる可能性があり、救急医療のあり方が問われそうだと掲載されておりました。

市民の生命を守るために、行政と開業医と市民病院が考えるだけでなく、経営の根幹として、今、市民のために、土曜・日曜の診療や昼夜の救急診療科のない科もお互いの医療技術や設備を共有し合って、協力し合う時期ではないでしょうか。

大綱質疑の中で質問された部分もありますが、通告に従い質問をさせていただきます。

第1、病院関係。

病院の運営について、まず市民病院の経営の実態についてであります。

市民病院では、あり方検討委員会の提言に沿って、さまざまな改善策を実施していると思いますが、救急医療体制についてお伺いいたします。

新聞では、旭中央病院では耳鼻咽喉科の受け入れ制限、成東病院の救急当番からの離脱、また近くでは、長生病院の医師不足による救急患者の受け入れ制限、4月から、28人以上の医師が望ましいとされている同病院では、医師19人となると言われており、また、今、2月の県議会でも県立佐原病院について質問が出ております。4月からは小児科、循環器内科、産婦人科が中止ということで、救急車はどこへ行けばよいのかと言われております。

そこで、平成18年度当初に当たり、匝瑳市民病院では、救急医療体制についてどのように対処しようと検討しているかお伺いいたします。

次に、東総地域医療の連携について。

私は、これまで旧市議会において病院問題を取り上げ、自治体病院の使命は地域住民の需要に基づき、公的医療機関でなければ対応することが困難な高度、特殊、不採算医療を担当し、さらには、地域に欠けている機能を補てんするなど、地域医療を確保するとともに、公共性と経済性を発揮するような運営がされなければならないと申し上げてまいりました。

しかしながら、医師の不足が幾度となく新聞、テレビなどで報じられ、全国的な問題となっております。

こうしたことを受け、市民病院においても、常勤医師の不足により、地域に欠けている機能の補てんなど、自治体病院の使命が残念ながら達せられない現状にあると思うのであります。

このような中で、市長初め執行部は、これまで地域における市民病院が担うべき医療機能、中核病院との機能分担、診療科の問題、経営上の課題について、あり方検討委員会を設置して、それなりの改善が図られました。その改善効果につきましては、先の議会において伺ったところであり、御努力に対して敬意を表する次第であります。

しかし、医師不足が依然として続く中で、今後とも病院経営の見直しを図り、患者サービスの向上と地域に欠けている医療機能の充実を図り、より一層の業務改善と効率的な運営がされなければならないものと考えます。

そこで、次の4点についてお伺いいたします。

第1点目、あり方検討委員会の提言を受け、当局が改善努力されておりますが、経営状況は、いまだ厳しいものだと思います。

そこでお伺いしますが、平成17年度決算見込みはどうか、また、平成18年度当初の予算について骨格予算として編成されておりますが、今回の診療報酬の3.16%の法改正に伴う大幅なマイナスが見込まれ、詳細な病院収益への影響はまだわからないとは思いますが、どの程度と試算されるか、また、影響の著しい部分はどのように対処していくのかお伺いいたします。

第2点目、千葉県医療整備課が平成17年度6月に行った「医師確保に関する調査」結果での医師の確保の状況によると、県内276病院のうち、151病院、54.7%が医師不足の状態にあり、466名の医師が必要だと回答しており、医師不足による縮小、閉鎖、休止した診療科は近隣病院を含めて平成13年4月以降、66診療科に及ぶと聞いております。最近では、医師確保が困難となっているが、市民病院における3月1日現在の各診療科医師の配置と診療体制はどうなっているのかお伺いいたします。

また、平成18年4月には、医師の交代もあると思うが、平成18年度の診療体制について、そして旭中央病院からの派遣医師と今後の見通しについてもあわせてお伺いいたします。

第3点目、総務省においては、中核的病院と関係病院の機能分担を進め、連携を強化する等自治体病院の再編、統合、ネットワーク化など地域における医療提供体制の抜本的な見直しを行うことが重要であります。

また、県においても、地域における適切かつ効果的な地域医療サービスのあり方を踏まえ、

再編、統合を検討することと伺っております。

こうした中で、海匝地域全体で効率的な医療提供体制のあり方を検討するための東総地域連携協議会が設置されたことは、時宜を得たものと評価するものでございます。

そこでお伺いたしますが、協議会でのこれまでの協議内容、また今後の協議予定についてお伺いたします。

第4点目、医師確保が困難な状況の中で、協議会では地域においてどのような方法で機能分担し、協力体制ができるか、病院の経営形態をどうするかなど、多方面から今後検討されると思うが、市民病院にとって中核病院との医療連携が不可欠と思うが、経営形態を含めた機能分担について、現時点での市長の所見をお伺いたします。

次に、教育関係について。

小・中学生の生活習慣病の取り組みについてお伺いたします。

日本全体で少子・高齢化の時代であり、当匝瑳市も同様でございます。そうしますと、私は、生まれ育っている現在の子供さんが大事であります。その子供さんの健康を大事にする環境づくりが必要だと思います。飢えた子供さんが世界の中にたくさんおりますが、日本は平和で物が大変豊富な社会で、子供たちは飽食し、次第に体質が変わってきております。これまで成人しか問題にならなかった病が子供たちにまで及んできております。

2月13日の午後6時過ぎ、NHKの首都圏ネットワークで「広がる小児生活習慣病」をテーマに、市川市教育委員会健康体育課を中心として取り組まれていることが放映されました。私は市川市教育委員会をお訪ねし、どのように取り組まれているかお伺いしてまいりました。健康都市宣言がなされており、平成17年度から平成19年度までの3カ年間を重点的に行い、ヘルシースクール推進協議会メンバーは、各幼稚園、小・中・養護学校、推進委員、教育委員会を立ち上げ、すこやか検診判定基準をつくり、小5、中1の児童・生徒4,556人すべてを検診し、講演会を保護者の皆さんのために開き報告されました。基準値を超えた児童、生徒さんを5年生から中学校を卒業するまでの5年間、継続したフォローアップ指導がヘルシースクール委員会によって、保護者、医師会、大学との連携をとり、生活習慣病の改善を行い、健康についてみずから考え、行動、改善できる望ましいライフスタイルの確立を目標にしているそうであります。

そこで、当市の取り組みについてお伺いたします。

1点目、小児生活習慣病とはどのような病気でありますでしょうか。

2点目、子供の場合はどのような症状がありますでしょうか。

3 点目、小児生活習慣病の原因はどこにあるとお思いになりますか。

4 点目、生活習慣病を防ぐには、どのような方法がありますでしょうか。

5 点目、生活習慣病になったらどのように直したらよいのでしょうか。

6 点目、当市教育委員会と健康管理課での取り組みと内容をお伺いいたします。

7 点目、市川市教育委員会では、ヘルシースクール推進委員会が編成され、データによる傾向分析、そして指導計画作成によるフォローアップ指導がなされているようですが、当市はどのようにフォローアップされているのかお伺いいたします。

8 点目、今後の課題がありましたらお伺いいたします。

最後に、総務関係の消防署の分署の設置についてお伺いいたします。

私は、人の命を守ってあげるということは、しみじみ自分自身が何もできないことを知らされました。

実は、平成16年3月、私の家の近くで夜中に火事があり、外が騒がしいので窓をあけてみますと、火が立ち上っており、近くまで行きましたが火力がすごくて近寄れず、手のつけようがありませんでした。次の日、尊い命が犠牲になりました。そのとき、江波戸市長と一緒に苦い体験をしたことを今でも私は鮮明に思い出され、忘れることができません。消防署はあれど、豊和地区は消防車が来るまで10分以上かかります。火を消すには時間が勝負だと言われておりますが、このような危惧される地域は、旧野栄地区、共興、吉田、飯高等があります。行政として、市民の命が守られ、安心して暮らすことが一番大事なことでないでしょうか。

そこで、次の4点についてお伺いいたします。

1 つ目は、現在の消防署の配置及び規模。署員数も含めてお願いいたします。

2 つ目は、分署・分室・出張所・派遣所・分遣所をそれぞれ設置した場合の規模と内容をお伺いいたします。

3 つ目、今回の合併に沿っての特例債を利用して責任ある職員配置された体制はとれる方法はないでしょうかお伺いいたします。

4 つ目、横芝光町の合併後、消防の組織はどのようになりますでしょうか。

以上お尋ねいたしまして、私の登壇質問を終わりにさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（及川新三郎君） 川口明和君の登壇質問が終わりました。

川口明和君の質問に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの川口明和議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、初めに、救急医療体制についてのお尋ねでございますが、現在、匝瑳市民病院では、輪番制の一次、二次救急を担っております。しかしながら、医師の不足によりまして、地域住民の皆様方に十分な医療が提供できているとは言い難い状況でございます。現在の救急受け入れ体制の概念では、一次救急は、一般的な疾患で重症でないと思われる方を診察をし、二次救急は、入院を必要とする患者さんを診療するといった考え方であります。そこで、市民病院が提供する病院機能といたしましては、入院サービスが大きなものとなります。「市民病院のあり方検討委員会」の御提言にもございました機能分担、医療連携について述べられておりますが、地元の医師会との連携は大切なことでございます。これは私から申し上げるまでもございません。市民病院の医師と診療所の医師との円滑なコミュニケーションを図り、救急医療体制を充実をしてみたいと考えておるところでございます。

近隣の医療機関が、救急の受け入れを縮小する中で、市民病院といたしましては、可能な限り救急の受け入れに努め、地域住民の皆様方が、安心して受診できるよう入院機能を充実をしてみたいと考えております。全国的な医師不足の中、市民病院の経営は、非常に厳しい状況でございます。言葉では言いあらわせない状況でございます。私は、市民の健康を守るために何といたしましても、市民病院を健全に経営しなければならないと考えておりますが、その思いの中で、先般の議会におかれましても、1に病院、2に病院、3に病院と申し上げさせていただきました。何といたしましても、病院の健全経営が最優先すべきだなどという思いでございます。

そのような思いの中で、旭中央病院の吉田副院長とは既に再三にわたりまして緊密な話し合いをさせていただく中で、医師の派遣や救急体制の相互協力はもとより、旭中央病院を核といたしました東総地域における医療連携の円滑な推進につきましてお願いをしているところでございます。

今後は、東総地域医療連携協議会の協議を踏まえまして、旭中央病院を中核とした東総地域の医療機関の連携体制をつくり上げていただき、その中で、市民病院の経営形態や機能分担について検討してみたいと考えております。

なお、検討に当たりましては、「市民病院のあり方検討委員会」の御提言を含め、相手方の御理解をいただけるならば、一部事務組合に向けて検討してみたいと考えております。

続きまして、小児生活習慣病についてのお尋ねでございますが、初めに、小児生活習慣病

とは何かのお尋ねでございますが、現在では、5人に1人の子供が成人病、成人病予備軍と言われております。成人病という言葉は、成人以降の人の肥満傾向の強い人に発症しやすい諸疾患であるということから名づけられたということでございますが、今では小・中学生にも食生活の乱れから、肥満の生徒がふえておまして、糖尿病や高血圧などが児童・生徒にも増加しているとお聞きをしております。子供たちの、糖尿病や高血圧症などの慢性的な疾患を小児生活習慣病と呼ぶわけでございますが、旧八日市場では、小児生活習慣病検診に以前から関心を持っており、昭和59年から検診を実施をし、本年で21年になります。当初は、4歳児のみ検診でしたが、その後、平成8年に小学校4年生を、平成13年からは、中学1年生にも拡大をして実施をしておるところでございます。

この検診は、次代を担う幼児や児童・生徒などの健康管理につきまして、保護者への啓発の観点からも意義があるものとして実施をまいりました。現在、4歳児の検診は、健康管理課で、小・中学生については、学校教育課の所管で和洋女子大学に委託をして実施をしておるところでございます。

結果を見ますと、ますます生活習慣の改善を指導しなければならない状況になっていると考えております。子供たちの健康管理につきましては、保護者の意識が大切であると考えておりますので、学校での健康教育もさらに充実をしていただき、今後とも、子供たちの心身の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、消防署の分署の設置についてのお尋ねでございますが、消防に関する業務につきましては、消防団に関する業務を除き、光町、横芝町とともに八日市場市外三町消防組合を組織し、共同処理されていることは、既に御案内のとおりでございます。したがって、消防組合の構成団体としての立場から答弁させていただきますことを御理解賜りたいと存じます。

消防組合の組織は、消防行政の管理運用をつかさどる消防本部と、消防活動の実践に当たり、1本署、2分署から成る消防署によって構成されており、本市には、旧八日市場地域の中央地区に消防本部と消防署本署が、旧野栄地域の野栄地区には野栄分署が配置されております。

現在の消防組合の長期計画には、署所増設の計画はございませんが、現行の野栄分署と同規模の施設を新規に設置するとした場合、消防車が2台、救急車1台、指令車1台、職員20名の配備が必要とされ、土地、建物を含めた施設費といたしまして4億5,000万円、年間の人件費といたしまして2億円の費用負担が見込まれるところでございます。川口議員さん御

指摘のように、現行の署所の配置から、豊和地区、大寺、飯高地区、金原へは、消防車の到着までに約12分が必要とされておるところでございます。これらの地域は、消防行政の費用対効果を勘案いたしまして、常備消防であります消防組合を非常備消防である消防団の消防力によって補完をするものとし、消防団の各分団には、初期消火に威力を発揮する水槽付きの消防車両を配備するとともに、消防組合との連携を深めながら、消防力の総合的な強化を図ってきたところでございます。

また、来月1日からは、現在の横芝分署が横芝光消防署として消防署に格上げをされ、同時に本署が匝瑳消防署に名称を変更される旨、3月7日の開催の消防組合3月定例会で可決をされたところでございます。

これに伴いまして、本市のすべての地域に3隊の消防隊が常時出動できる体制が確保され、今後、さらなる消防活動の充実が期待されるところでございます。

私からは以上の点を御答弁させていただきまして、あとの問題につきましては、教育長並びに関係課長からご答弁をさせていただきますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（及川新三郎君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勤治君） それでは、教育問題の小・中学生の生活習慣病についてのお尋ねのうち、小さい項目で8項目ございました。ただいま一番最初の項目と、それから本市の子供たちの生活習慣病についての取り組みの経過等につきまして市長から御答弁申し上げましたので、残る7項目につきまして私の方から答弁させていただきます。

初めに、生活習慣病の症状にどんなものがあるのかということでございますけれども、目立った症状というのではないのだろうと思います。食事や生活の様子で次のような様子が見えたら、生活習慣病予備軍として要注意ということだろうと思います。

その1つは、脂肪分や塩分の多い食品が好きになるということ。それから身長伸びに比べて体重が異常にふえてくる。のどが渇きやすくて尿の量が多くなる。疲れやすい、それから外で遊ぶのを嫌がる、こういったことが考えられるんだだろうと思います。

症状が進みますと糖尿病にかかったり、あるいは高血圧症となって、さまざまな心臓疾患、あるいは循環器系疾患にかかってしまうことになっていくと、このように言われております。

次に、小児生活習慣病の原因についてということでございますけれども、社会の変化に伴いまして、子供たちの生活習慣や生活様式の変化が大きく関与をしているものと思われま。具体的には、食生活の洋風化、あるいは過食、運動不足、受験勉強などが子供たちの健康的な生活を脅かしまして、一生の健康に害する影響を与えているということだろうと思います。

次に、生活習慣病を防ぐ手だてということでございますけれども、その主な原因が肥満によるものであると思われまますので、肥満対策が第一番だろうと、生活習慣病の中核をなしている動脈硬化症への予防ということになろうかと思ひます。まずは、肥満をなくすことであらうかと思ひます。

次に、生活習慣病になったらどうすればよいのかということでございますけれども、正しい生活習慣を身につけるということが一番大事で、三食をきちんととること、特に朝食をしっかりとして、偏食をしないこと、過食を避けること、毎日適度の運動をして、睡眠を十分にとることと、こういったようなことが大切なことになろうかと思ひます。

具体的には、親子で食事の改善を図ることが有効ではないかと思ひます。

それから、6点目になろうかと思ひますが、当教育委員会と健康管理課での取り組みと対応についてでございますけれども、先ほど市長の方からご答弁申し上げましたような検査を実施してございまして、それをもとに、指導の必要な児童やその保護者に対しまして、個別指導を含む生活改善を図る対応をしてみたいと、このように考へます。

生活習慣病の指導は、旧野栄町でも行われておりましたが、検診については旧八日市場市のみでございました。したがひまして、来年度からは、旧野栄町の子供たちにも検診の対象として実施してみたいと、このように考へております。

ここ一、二年の市内の児童生徒の状況でございますけれども、平成16年度は、合計590人を検査いたしまして、生活習慣病予備軍として指導を要する者、これが小学4年生で32.4%、中学1年生では35.1%という数値が出ておりました。平成17年度では、合計596人を検査いたしましたが、その結果といたしまして、生活習慣病予備軍として指導を要する者、小学4年生で34.22%、中学1年生では27.8%という結果になっております。平成17年度の児童生徒は、昨年度と比べますと、区分けの仕方が多少違つておりますけれども、小学4年生の数値では1.82ポイントほど増加しましたが、中学1年生の数値は7.3ポイントほど改善されてはおります。また、肥満の子の割合は、小学生で8.4%から8.64%へ、中学生では7.2%から9.49%となっております。また、血圧高値の子供は、小学生で1.5%から3.65%、中学生では4.7%から5.09%と上昇しております。いずれも、女子よりも男子に生活習慣病の傾向が強く出ております。

7点目の、フォローアップ指導がなされているかということでございますけれども、この生活習慣病の検診に取り組んでいる地方自治体は、過日、市川市の例が新聞報道でなされましたけれども、全国でも数は多くありません。検査方法などが異なるようですので、一概に

言えませんが、本市の子供たちの肥満傾向は決して低くないという状況にあるようでございます。

学校におきましては、検診などを委託しております和洋女子大学の協力によりまして、指導の必要な児童には、保護者に通知をして、生活習慣の改善に向けた食事のあり方や運動の勧めなどについての個別指導を行っております。小学4年生と中学1年生が検診を受けておりますので、3年後にその経過を踏まえた指導がされていることとなります。

また、PTAの講演会などでは、和洋女子大学の先生から直接保護者の皆さんに指導をいただいたり、給食センターに勤務する栄養士から食の大切さと子供の健全な発育についての講演を行い、保護者の関心を高めるよう努めておるところでございます。

最後に、今後の課題についてでございますけれども、生活習慣病は毎日の生活の中で引き起こすマイナスの習慣病ということでございますので、家庭に戻ってからのおやつや遊びについて指導することとともに、学校での休み時間の外遊びの勧め、あるいは運動部活動の推進などを図る必要があります。

教育委員会といたしましては、栄養士などによる食教育の指導を進めるとともに、保護者の関心と意識改革を図る取り組みを進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 林市民総合病院事務局長。

○市民病院事務局長（林 喜美雄君） それでは、市長の答弁に補足させていただきます。

まず、御質問の平成17年度決算の見込みにつきましては、「あり方検討委員会」の提言による効果、実績から平成17年度決算の状況、見込みについて申し上げます。

まず、「あり方検討委員会」の提言を受けての効果につきましては、小児科と婦人科の休止による効果は、平成16年度実績から積算した数値ですので、同額の1,189万円、栄養科の業務委託効果は、平成18年1月現在の実績から4,074万円、薬品購入方法の見直しによる効果を含めると6,074万円の効果が見込まれます。

また、これらの実績と病床利用率の若干のアップから、平成17年度の決算見込みは、昨年度の1億4,200万円の赤字から、8,000万円の特別繰り入れを含みますが、2,000万円程度の黒字になる見込みです。8,000万円の繰り入れを除いた場合には6,000万円程度の赤字ということになりますので、昨年との実質比較は8,200万円程度好転したことになります。

利用状況のうち、外来患者については、小児科と婦人科を休止したこと、平成16年度途中

に眼科常勤医師の退職など、マイナス要因もあり、2月末現在で昨年度は9万8,830人、本年度は8万5,366人で、1万3,464人の減、1日平均患者数で見ますと、昨年度は447.2人、本年度は384.5人で、62.7人の減となっております。

また、病床の利用状況は、昨年度中に眼科医師の退職があり、入院患者を受け入れられないマイナス要因もありましたが、2月末現在で、昨年は3万3,646人で64.2%、本年度は3万7,399人で71.3%、7.1ポイントのアップとなり、外来患者のマイナス分を補っております。

診療体制については、昨年度末と比較しますと、産婦人科医師の退職により、常勤医師が13人から12人になり、1人の減となっておりますが、旭中央病院との連携により、現在内科医師2名の派遣をいただいております。また、病院全体の職員数は133人から121人になり、12人の減となっております。これにつきましては、「あり方検討委員会」の提言を受けて実施した給食業務の委託による減が6人等です。経営状況は少しずつ改善されてきていますが、4月からの診療報酬のマイナス改正等、さらに厳しい状況が続くと思われま

す。また、診療報酬改定影響率についてはどうかということですが、一般的に診療報酬本体の改定マイナス1.36%、薬価等の改定マイナス1.8%、合計でマイナス3.16%の改定と報じられております。しかし、病院の形態により、影響に違いが生じます。当院では、御存知のとおり、産婦人科、小児科をやむなく休止しておりますが、今回の改定では、その2科について手厚く評価されております。

そのような中で、当病院の影響について、まだ詳細な分析は至っておりませんが、試算しましたところ、外来でマイナス1.5%、入院でマイナスの3.5%の影響が出ました。それをもとに、平成17年度2月までの診療報酬収益をベースに1カ月当たりの影響額は、約マイナス409万4,000円で、年間では4,900万円のマイナスになりそうです。

影響の著しい部分は、リハビリテーション、診療放射線などです。リハビリテーションの効率的な運用を実施、マイナス影響を改善したいと思います。

診療放射線については、乳房撮影等加算が増えた部分もあり、そのような中で、効果的な診療を行っていききたいと思います。

また、入院基本料については、考え方が変わったため、再度分析し、上位基準を算定できるようにしなくてはなりません。さまざまな状況に応じてできることは最大限実施し、マイナスの影響を改善していきます。

次に、当院における3月1日現在の各診療科医師の配置と診療体制はどうなっているかというお尋ねですが、各診療科の医師の配置についてですが、内科5名、うち2名が旭中央病

院からの派遣でございます。外科・消化器科については6名でございます。整形外科については3名であります。その他、眼科については4名の非常勤医師、耳鼻咽喉科も4名の非常勤医師、皮膚科は1名、泌尿器科2名、ともに非常勤医師で配置されております。

診療体制であります。まず外来の体制の方では、内科は月曜日から金曜日まで、一般内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科等を診療体制として3から4の診療室で診療しております。

次に、外科・消化器科では、月曜日から金曜日まで3診療室、水曜日は2診療室で行っております。その中に、麻酔科の診療も並行して行われます。

整形外科についても、週5日、二つの診療室での診療を行っております。

このほかに、内科的検査、消化器的検査を各科の医師は外来診療日以外に実施しております。

眼科については、月、水、金の診療となっております。耳鼻咽喉科については、月、水、木、金での診療でございます。泌尿器科については、月曜日と木曜日の週2回でございます。皮膚科については、水曜日のみの診療でございます。

次に、入院の診療体制ですが、常勤医師にて担っておりますが、外来診療日以外の医師は午前中から入院患者の診療を行っており、外来診療を行っている医師は、外来診療が終了してから入院診療をいたしております。

次に、平成18年度の診療体制については、まだ未確定な部分がありますが、交代による入れかえなどがありますが、現状を維持していく努力をする所存でございます。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 飯田企画課長。

○企画課長（飯田正信君） それでは、地域の医療連携について補足をさせていただきます。

「東総地域医療連携協議会」ということで、旭中央病院を核としました銚子、旭、匝瑳、東庄の3市1町に千葉県を加えました東総地域の医療連携についてでございますけれども、初会合が1月31日に開かれまして、正副会長が選出されたことは、さきの2月の臨時議会でも御答弁したとおりでございます。

その後でございますけれども、千葉県では、来年度予算に当連携協議会の予算としまして、会議費100万円を計上しております。予算案は今週末、24日の議会最終日に議決される見通しだそうでございます。

連携協議会では、今後、県の来年度の予算の成立を待ちまして、今月下旬から4月に向け

まして、第2回の協議会を開催いたしまして、東総地域の医療連携の方針の作成について、具体的な協議をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 執行部の答弁を保留して、暫時休憩をいたします。

午前 11時50分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（及川新三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

川口明和君の質問に対する当局の答弁を求めます。

桑田健康管理課長。

○健康管理課長（桑田政雄君） それでは、生活習慣病につきまして、現在、保健センターにおきまして4歳児を対象に東京女子医大、それから和洋女子大の協力をいただきまして、4歳児全児童に対しまして調査を行っております。約1割の方が、子供たちが生活習慣病の予備軍だと、こういうふうな指摘をされております。

そこで、生活習慣病になってしまった場合の対応につきましては、保護者と子供さんがよりよい生活習慣を深く認識し、かかりつけの医師や市の保健師、小・中学校の養護教諭等、関係者が連携し、生活習慣を改善できるよう継続して支援していかなければならないと、こう考えております。健康管理課では、現在、妊婦とその夫を対象といたしまして両親教室、あるいは乳幼児健診での保健及び栄養指導等、生活習慣病の予防に努めているところでございます。さらに、より効果的な保健指導を推進するため、学校の養護教諭、それから、保健師との定期的な連絡会議を開催いたしまして、緊密な連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） それでは、私の方から、消防署の分署の設置について補足をさせていただきます。

消防署本署につきましては、消防車、これは化学車を含みますけれども3台、それから、救助工作車1台、救急車2台、資機材運搬車1台、指令車1台を配備しております。

人員につきましては、署長1名のほか、甲部、乙部ということで、これは二交代制になっておりますけれども、甲部18名、乙部17名、計35名の隔日勤務職員が配置されております。

管轄区域につきましては、消防組合管内全域でございます。

それから、野栄分署につきましては、消防車2台、救急車1台、指令車1台を配備しております。分署長1名のほか、甲部10名、乙部9名、計19名の隔日勤務職員が配置されております。

担当区域としては、共興、野田、栄地区及び光町白浜地区でございます。

横芝分署につきましては、消防車2台、救急車1台、指令車1台を配備しております。

分署長1名のほか、甲部、乙部とも12名、計24名の隔日勤務職員が配置されております。担当区域は、横芝町全域、それから白浜地区を除く光町全域でございます。

次に、分署、分室、出張所、派遣所、分遣所の規模と内容についてでございますけれども、消防施設は消防署の一組織でございます。国の定める消防力の整備方針ではすべて消防署の出張所とされております。呼称につきましては、特に法的な基準はなく、一般的に分署と言われる施設はほかに比べて規模が大きいようでございます。

次に、合併特例債の活用についてのお話ございましたけれども、合併特例債につきましては、一部事務組合が起債者となる施設整備等については対象とされておりません。現行の消防組合が仮に匝瑳市単独消防ということであれば、消防施設整備の活用もできますが、現行のように、一部組合の運用のもとでは活用できないのが実態であります。調査した限りでは、全国の各種事例においても採用されたケースはございません。

次に、横芝光町合併後の消防組合の組織についてですけれども、同町の合併する3月27日をもって消防組合の名称は「匝瑳市横芝光町消防組合」に変更されます。4月1日からは、市長の答弁にもございましたように、現在の横芝分署が横芝光消防署として消防署に格上げされ、同時に本署が匝瑳消防署と名称変更されることになっております。

これに伴いまして、匝瑳消防署——現本署でございますけれども、管轄区域は匝瑳市及び横芝光町白浜地区ということになります。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 川口明和君。

○6番（川口明和君） それでは、市長並びに執行部の皆様方には御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

病院関係では3点、そして、総務関係について1点をお願いいたします。

まず1点目でありますけれども、法改正による診療報酬の引き下げなどにより、平成18年

度病院収益は減収を試算されるとの答弁をいただきましたが、赤字経営が続く中での収益に伴う対応策が必要であると、そのように思います。現在の経営健全化計画は、本年度で終了するということがありますけれども、平成18年度以降も引き続いて健全化計画を策定すべきだと思いますが、現在の状況はどのようになっているかお伺いいたします。

2点目につきましては、小児科の診療につきましては、今休止状況だというふうに伺いましたが、地域に欠ける機能の充足ができない状況となっておるのではないかと思いますし、地域連携の方針が決定されるまでの間、その当面の対策について、市長に小児医療についてお伺いいたします。

3点目については、現在の市立病院であります。玄関のあそこの入り口の建物につきましては、昭和33年建築の建物でありますし、それから、奥の2階建ての病棟につきましては昭和48年の建物でございます。皆さん通院、それからお見舞い等に行っておわかりのように、老朽化が進んでいるように思います。場所によっては、もうひび割れしておりますし、雨漏りしておりますし、壁が崩れていると、いろいろございます。今後のことを考えますと、地震でもあったら——今、地震いろいろと騒がれていますけれども、地震があったらどうするのかなど、こうした中で、患者さんのサービスの向上や医師の医療従事者確保は困難ではないかなと、そういうふうに思いますけれども、そのことが経営悪化の一つではないでしょうかと感ぜられる節もあります。そのことで、この療養環境の整備についての所見をお伺いしたいと思います。

それから、最後に総務関係でございます。

先ほど、消防署については、いろいろと御回答いただきましたが、私、インターネットで調べた中で、北海道恵庭市というところで、出張所の中に消防団が同じ建物を利用して、併設運営されていることが書かれておりました。そういうことから考えますれば、今後のことでもありますけれども、逆に広域だからこそできる対応があるのではないかなというふうに感じるんですけれども、今、現在、匝瑳市各地区に消防団はございます。そして、消防団の設備等もありますし、その土地や建物、そして設備等を利用してこの地域、市民の皆様方の命を守るような分署体制がとれないのかなというふうに思っておるんですが、これにつきましては、いろいろと、先ほど聞きましたように、今、広域の体制の中で行われる現実であります。匝瑳市への伺いということについては無理もあるかとは思いますが、ここで、市長さんの所信表明の中の話を使わせていただいて申しわけありませんけれども、「成せばなる 成さねばならぬ何事も 成らぬは人の成さぬなりけり」というふうに言葉で基本理念

を述べておられましたので、私たちの命を守っていただけると、今回の合併が私たちの命を守っていただけるんだという実感を持っていただけるように、今後、検討していただけるという市長からのお言葉があるとよろしいのですがお伺いいたします。

一応、そういうことで、再質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（及川新三郎君） 時間がありませんので簡潔な答弁をお願いします。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 川口議員さんの再質問にお答えさせていただきますが、まず、川口議員さんにおかれましても、私の答弁に対しまして、なかなか納得のいかないことじゃないかなどの思いの中で答弁をさせていただきます。

実は、確かに、私も所信として申し述べましたように、市民の幸せにつながるまちづくりをするんだというふうなことを申し上げさせていただいております。そういう中にありまして、今の消防行政につきましても、引き続き常備消防と非常備消防が、いわば車の両輪のごとく一体となった総合的消防力の強化に努めてまいりますので、それ以上に前に突っ込んで御答弁することは今のところ差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 林市民総合病院事務局長。

○市民病院事務局長（林 喜美雄君） それでは、川口議員さんの再質問にお答えをいたします。

まず、経営健全化計画の平成18年度以降の策定についてのお尋ねですが、平成15年から3カ年を計画期間として経営健全化計画の経過であります。平成16年度に、「あり方検討委員会」からの提言を受け、徐々にではありますが改善の方向にあります。

さきに、川口議員さんよりの御質問に対しまして御答弁申し上げましたとおり、平成17年度決算見込みを分析しますと、前年度対比では8,200万円ほどプラスになると見ております。経営健全化は喫緊の課題と認識しておりますので、平成18年度の早い段階で経営健全化策定委員会等を設置して検討してまいりたいと考えております。

次に、医師不足、小児休止の当面の対策についてのお尋ねですが、医師不足、特に小児科については現在休止状況にあり、市民の皆さんには御不便をかけているところであります。当面は、地元医師会と旭中央病院に御協力をいただき、対応せざるを得ない状況にあります。小児科医師の確保につきましては、現在、千葉県国民健康保険直営診療施設協会等へ求人をお願いしているところであります。引き続き、医師確保のため関係各機関へ働きかけてまいります。

次に、療養環境の整備についてのお尋ねですが、川口議員さんの御指摘のとおり、市民病院は老朽化が進んでおり、療養環境が万全とは言い難いかと思います。

現状を申し上げますと、傷の激しい箇所を改修しながら使用しているのが実態であります。今後、基本構想や基本計画が予定されていますので、その中で療養環境の整備計画を策定して事業化することになります。また、あわせまして、現在、旭中央病院を中核とした「東総地域医療連携協議会」の協議が始まりますので、その結果を待って、市民病院がどのような形態をとるのか、また医療環境整備の方向性はどのようにするかという方針を明らかにすることになると考えております。それまでの間は可能な限りの改修と改善に努め、よりよい医療環境の保全に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 川口明和君。

○6番（川口明和君） それでは、質問というよりは、今小児科医療につきましては、今後も努力されていくということであります。その中で、一つの情報の提供をしたいと、そのように思います。

1つは、日本小児科学会で、子供の救急というホームページを作成されております。ここをアクセスしますと、子供さんの今の状況をチェックする中で、これはすぐ医者に行った方がいいか、自分でどういうふうに対応したらいいかというふうなことを答えてくれるホームページ、子供救急というのが開設されておりますので、当座の間、こういうことも一つの情報の伝達だと、そのように思います。

それから、あと2つほどちょっと要望させていただきます。

1つは、先ほど生活習慣病の話をしていただきましたけれども、これにつきましては、旧八日市場市では、平成6年から健康都市宣言をされておりました。それにつきましては、今度の匝瑳市に当たりましても、健康都市宣言、WHO、世界保健機関の憲章を尊重して、WHOにあえて健康都市宣言をまた行っていただきたいと、そのように要望いたしております。

もう一つにつきましては、市長さんにはなかなか何回も質問して申しわけありませんけれども、去る3月3日に千葉日報に、市長さんの「こんにちは」が載ってございましたけれども、その市長職を通じた多くの出会いが健康を支えていると、そういうふうなことが載ってございました。その中で、一番病院問題が懸念であるんだということでもございました。そうして、この八日市場市長当時に目指した医療連携が最重要課題だというふうな言っておられましたので、英断を持って一日も早く病院相互の連携が進められて、常勤医師の

確保に一層の御努力をお願いし、市民病院が自治体病院としての使命が達せられることを要望して、終わりにさせていただきます。

どうもいろいろとありがとうございました。

○議長（及川新三郎君） 川口明和君の一般質問を打ち切ります。

続いて、石毛好郎君の登壇を求めます。

石毛好郎君。

〔31番石毛好郎君登壇〕

○31番（石毛好郎君） 御苦労さまです。

匝瑳市議会平成18年3月定例議会の一般質問に当たり、既に通告しました内容に従い質問を行います。

初めに、匝瑳市が誕生して初めての定例議会であります。4万2,000人の市民の皆様が市の将来に大きな期待を寄せていると思います。そのような市民の声に思いを寄せながら、まず第1に、市長の政治姿勢について、第2に、財政問題について、第3に、社会保障について、第4に、生活環境整備の4点について質問をいたしますが、大綱質疑の中で、また、先ほど椎名議員の質問の中で解明された部分もありますが、改めて質問をいたしたいと思えます。

まず第1に、市長の政治姿勢ですが、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、中央集権から地方分権型へ転換され、さらに今、多くの自治体で合併が進められ、今、地方は大きく変わろうとしています。また国は、三位一体の改革を進める基本方針の中で、「地方でできることは地方で」として、第1に、地方の自由度の拡大、第2に、行政運営改革、第3に、地方行政体制整備の三本柱を掲げ、柔軟な行政運営を示唆しています。さらに、自治体に経営感覚を持って、徹底した歳出削減を初め、行政全体の見直しとともに、自治体の自己責任を強く求めております。

このような国の方針に対応する行政運営とあわせて、匝瑳市を合併の趣旨に沿い、発展させて、市民福祉の向上を目指すには思い切った今日までの古い体質を改革していく必要があります、そのためには、何と申しましてもトップの強いリーダーシップが必要だと考えるものですが、市長の決意のほどをお尋ねいたします。

次に、住民参加の地域づくりについてお尋ねいたします。

御承知のように、地方の時代と言われて久しいが、それは主として財政面、あるいは自治体のサービス面からとらえられてきましたが、これからの、つまり合併後の地域づくりは、

これまで以上に行政と市民の連携、協働が大切だと思うのであります。つまり、これからの豊かな地域社会をつくるには、まちづくりの計画過程から、さらには計画に基づいて実施をした施策の評価、点検などにも住民が参加するまちづくりを、しかも、あらゆる年代の方の参加をさせるべきだと考えます。

市長は、先般の所信表明の中で、3つの基本的な政治姿勢の中で、市民の声をよく聞くということをトップに掲げておりました。また、アンケート調査、住民懇談会が予定をされております。地方公共団体には、住民参加の形態として、各種委員会や審議会等がありますが、市長は、今日まで、市民フォーラム、あるいはまちづくり懇談会等をつくって、提言を受けて、市行政運営の一つの指針としてきました。私は、市民の声を聞く一つの方法として高く評価をいたしておりますが、市長は、匝瑳市のまちづくりについて、市民参加をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、第2点目として財政問題についてお尋ねをいたします。

合併初年度である平成18年度を初め、当面する匝瑳市の財政運営は国の平成18年度の地方財政対策に見られるように、交付税や補助金、補助率の引き下げ等、厳しい財政状況にあります。そのような中で、地方6団体は、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保等を訴えてきましたが、平成16年度から平成18年度までに総額5兆円もの地方交付税を初め、補助金、負担金の削減が予想され、加えて、税の大幅な増は見込めず、依然として厳しい財政運営を強いられ、住民の行政ニーズに対応することも困難になる事態も予想されています。

このような厳しい財政状況にありながら、新市の速やかな一体化と調和のとれた地域の発展を目指すには、執行部と議会が一丸となって英知を結集し、匝瑳市の均衡ある発展を目指した施策を計画的、重点的に全力を挙げて取り組まなければなりません。そのためには、事務事業の見直しを初め、行政改革を一層進め、限られた財源を有効に、しかも効率的に配分するかが本市に課せられた財政運営だと思うのであります。同時に、財政の健全化は、合併後の本市の最大の課題であります。しかも、御承知のように、合併による財政支援措置は、3年、5年、10年であります。したがって、私は、これから10年は本市の行政運営にとって極めて重要だと考えます。そこで、当面する財政運営についてお尋ねをいたします。

第1に、当面する本市の財政運営について、財政状況について、どのように認識をされておられるのか、また、合併による財政効果について、どのように分析されておられるのかお尋ねをいたします。

第2に、申し上げるまでもなく、財政は単年度に限らず、長期にわたって健全でなければなりません。私は、先ほどこれから10年先が大切だと申し上げましたが、合併を機に、財政の健全化に向けてどのような改革、対策を考えておられるのかお尋ねをいたします。

第3に、市税の大幅な増が見込めない今日、市の財政運営を大きく圧迫している税の滞納の解消に向けて、どのような対策を考えておられるのかお尋ねをいたします。

第3点目に、社会保障の問題として、生活保護と児童手当等についてお尋ねをいたします。

今、我が国は少子・高齢化、また家庭における介護機能の変化、さらには福祉に対するニーズの多様化に対応して、社会福祉の制度、政策も徐々に変わりつつあります。しかしながら国は、今日の厳しい財政状況が背景にあると思いますが、多くの福祉政策が抑制される傾向にあります。現在、検討中の生活保護もその一つであります。

申し上げるまでもなく、社会福祉政策は、憲法で保障する国民の最低生活を保障しており、生活保護はその具体的な政策であります。つまり、生活に困った、貧困に陥った方の最低生活を国が税金を使って無償で救済する制度であります。

厚生労働省は、三位一体の改革の中で、基礎年金額と比較参考にしながら、生活保護費の基準額の引き下げを検討しています。その見通しについて、また地方は、生活保護の適正化について取り組むとしていますが、その内容についてお尋ねをいたします。

さらに、本市における生活保護の現状と児童手当、児童扶養手当が改正されるようですが、その内容についてお尋ねをいたします。

第4点目として、生活環境の整備についてお尋ねですが、今日、市民生活が都市型となり、したがって、道路、下水道はもちろん、住民生活に必要なライフラインの整備は、今日欠くことのできない行政の課題であります。

匠瑤市の都市機能整備の現状については、今日まで、それぞれ両市町の整備計画の中で進められてきましたので、当然のことながらアンバランスがあるのは当然であります。しかしながら、合併された以上は、住民サービスの公平の立場から、一刻も早く格差をなくし、しかも、さらに質の高い生活基盤を整備し、都市機能の充実したまちづくりを進めることによって、合併に期待した多くの市民の皆様にこたえることになると思うのであります。幸いにして、人件費削減による効果、さらには合併特例債等によって、当面は今日まで以上に生活環境の整備が計画的に進められると思いますので、必要性、重要性の高いものから重点的に整備を望むものであります。そこで、2点ほどお尋ねをいたします。

第1に、道路、下水等を含めて、主要な生活環境の整備について、旧八日市場市と旧野栄

町でどのような格差があると認識しておられるのかお尋ねをいたします。

第2に、当面する格差の解消について、合併特例債が使える事業と使えない事業がありますが、どのような事業を優先的に取り組んでいかれるのかお尋ねをして、私の登壇質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（及川新三郎君） 石毛好郎君の登壇質問が終わりました。

石毛好郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） それでは、ただいまの石毛好郎議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、行財政改革に対するトップリーダーとしての決意についてのお尋ねでしたが、国におきましては、財政状況が極めて深刻な状況にあるため、三位一体の改革を初め、社会保障制度の見直しや、税制の改革の具体化など、財政構造改革の取り組みを評価をいたしまして、将来世代に責任の持てる財政の確立に努めるとしております。本市の財政状況の見通しは、財政調整基金が底をつきかける状況にありまして、歳入の確保と歳出の削減への取り組みを一層強化する必要がございます。今回の合併は、地方分権という流れの中で、地方自治の本来の姿はどうあるべきか、また、少子・高齢化や地域経済の活性化、定住対策などの行政課題に対して、どう対応すべきかを見直す機会であるにとらえております。

このようなことから、行政運営のスリム化が求められる中で、単に住民福祉の向上を図るだけではなく、行政が負担すべき分野と住民に負担をしていただく分野を十分に見きわめることが重要であると考えております。行財政改革の推進に当たりましては、私自身が不断の努力と、強いリーダーシップを発揮するとともに、市民の皆様方や職員からいろいろな問題を喚起いただき、効果的で効率的な行財政運営を実現し、財政基盤の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、匝瑳市のまちづくりについて、市民参加をどのように考えているのかのお尋ねでございますが、市政への市民参加、市民の声をよく聞くというのは、私の今後4年間の基本方針の一つでございます。市政への市民参加につきましては、住民ニーズを把握し、市政に対する住民の意識を高めるとともに、計画の実効性を確保するという面からも、極めて重要でございます。特に合併直後のこの時期、旧八日市場市民と旧野栄町民との融和を図ること、この上ない大切なものはないと、そういう意味合いでも、市政への市民参加、市民の声を聞くことは重要なことであると認識をしております。

新市では、今後、地方自治法に基づく基本構想を初めとし、さまざまな計画を策定することになります。計画の策定、運営実施の過程におきましては、各界、各層、各地域の住民の意見を広く反映をさせ、市民の皆様方に納得のいただけるものを策定いたしまして、実行するようにしていきたいと考えております。

次に、当面する本市の財政運営については、どう認識をしているのかとのお尋ねでございますが、先ほど椎名議員さんの御質問にもお答えいたしましたように、当面は厳しい財政運営が見込まれることから、全庁体制のもと、財政の健全化に取り組んでまいりますが、もはや財源に見合った事業の取捨選択は避けて通ることはできないものと考えております。また、合併による財政効果でございますが、平成18年度予算におきましては、国の地方財政計画で地方交付税は出口ベースで5.9%の削減されているにもかかわらず、4.2%増を見込めたこと、また、当初予算では、計上いたしておりませんが、合併に伴います国・県の補助金につきましても、今後見込めるものとなっております。また、平成21年以降は、職員数が減少するとともに、公民館、図書館の起債償還が終わるために、人件費や公債費などの義務的経費が減額となる見込みでございます。つまり、今後、4年、5年の間、財政の健全化を最優先に、市債発行の抑制と経費の節減などに取り組んでいったならば、平成21年ごろからは財政が弾力的に運営できるようになるものと考えております。

なお、財政健全化に向けました今後の対策等につきましては、新市建設計画の財政計画を踏まえながら、平成18年度に策定をする集中改革プランにおいて具体的な施策などを調整の上、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、合併に伴う生活環境の面での格差などについてのお尋ねでございますが、従来の市、町の道路につきましては、合併によりすべて新市に引き継がれ、新たに匝瑳市の市道として認定をされたところでございます。この整備につきましては、旧八日市場市においては、平成12年度に定められました八日市場市道路網整備計画、旧野栄町につきましては、野栄町第四次基本構想に基づき策定をした前期基本計画により計画的に進めてきたところでございます。

整備状況を申し上げますと、舗装率につきましては、平成16年度末で旧八日市場市が73.2%、旧野栄町が74.1%であり、改良率については旧八日市場市が54.7%、旧野栄町が51.2%であります。これらの状況から、整備率的にはそれほど格差はないのではないかと感じているところでございます。今後は、両市町のより一体化を促進するための集落間の連絡道路の整備や通学道路整備などを地域の安全性、利便性の向上を目指しまして、計画的に

準備を進めてまいりる所存でございます。

また、都市計画道路、都市下水の整備についてでございますけれども、まず、道路整備につきましては、旧八日市場市には都市計画道路8路線、13.3キロメートルが計画決定をされまして、そのうち4.3キロメートルが改良整備されております。旧野栄町には、計画施設はありません。

また、下水整備につきましては、旧八日市場市には下水道法による市街地における下水の排除並びに浸水解除を図るため、都市下水路の2路線、2,070メートルが整備されております。旧野栄町には都市下水道は整備されておられません。

また、特例債を活用する生活環境関連事業につきましては、道路整備事業の2事業の計画がございます。この道路整備事業が八日市場地区と野栄地区の生活環境面での速やかな一体性を図っていくため、主要事業の一つとして位置づけられ、合併協議会においても十分検討を重ねて新市建設計画に盛り込んだものでございます。

1つ目の、南北連絡道路整備事業計画は、藤四郎野・内裏塚間で、総延長が4,100メートルでございます。

2つ目の、南北連絡道路整備事業計画は、蕪里・川辺間で、総延長3,700メートルでございます。現在の国道296号の延伸であります主要地方道八日市場・野栄線の道路整備が平成20年3月末を目指して進められております。本市の道路整備事業につきましては、国道の296号の延伸の道路整備を視野に入れまして検討してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（及川新三郎君） 渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊克浩君） それでは、社会保障についてのお尋ねにつきましてお答えを申し上げます。

生活保護基準につきましては、平成17年度に見直しがございます、新たに高校就学費用が支給されることになったほか、母子加算の見直しや4人以上の世帯の基準の見直し、また平成16年度から実施しております高齢加算の段階的廃止などが行われたところでございます。

次に、生活保護の適正化について、その取り組みについてのお尋ねでございますけれども、国は、被保護者の自立支援のために、平成17年度から自立支援プログラムを導入いたしました。この自立支援プログラムと言いますのは、生活保護の実施機関が被保護世帯全体の状況

を把握した上で、自立支援の具体的な内容や手順などを内容とする世帯累計ごとの個別支援プログラムを定めました。これに基づきまして、個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するものでございます。支援内容の例といたしましては、ハローワークに配置される就労支援コーディネーターの利用を中心とした生活保護受給者等就労支援事業がでございます。

生活保護は国民生活の最後のよりどころとなる制度でございますので、市民の理解と信頼が得られるよう、生活困窮者の発見や適切な保護、きめ細やかな面接相談、申請手続の援助など、適切な保護の決定実施に努めてまいり所存でございます。

なお、国においては、生活保護行政の適正な運営という観点から、地方自治体における取り組み事例も参考としつつ、関連事項を業務の流れに沿って整備した生活保護行政を適正に運営するための手引きを作成中でございます。

次に、本市における生活保護の現状でございますが、生活保護人員は、平成6年度を底としてその後増加しております。平成18年1月末現在の被保護人員は129人、保護率は1,000人当たり3.08人、被保護世帯は112世帯となっております。特に平成11年度以降、増加傾向にあります。

世帯で見ますと、高齢者世帯は59世帯で、被保護世帯の52.7%を占めております。次いで、傷病・障害者世帯が48世帯で42.9%、母子世帯が3世帯で2.7%、その他世帯2世帯となっております。このうちの単身世帯が97世帯で、被保護世帯の86.6%を占めております。

それから、平成17年度における生活保護の開始・廃止の状況でございますが、開始が16世帯、廃止10世帯でございます。このうち、旧野栄町につきましては、開始1世帯、廃止3世帯となっております。

次に、児童手当についてのお尋ねでございますが、この4月1日から改正される予定でございます。主な改正点は、次の3点でございます。

1点目として、支給対象児童がこれまでの小学校3学年終了前から小学校終了前まで、いわゆる12歳到達後最初の年度末までに拡大されます。

2点目といたしまして、所得制限が国民年金加入者の場合ですと、596万3,000円から780万円未満に引き上げられます。同じく、サラリーマンですと、780万円から860万円未満に引き上げられます。所得制限の引き上げによりまして対象者が拡大されます。

3点目としましては、児童手当の費用負担がこれまでの国3分の2、市町村3分の1から、国3分の1、地方3分の2、内訳として、県が3分の1、市町村が3分の1に変更になる予定でございます。事業主負担につきましては現行のとおりで変更がありません。

児童手当の支給額につきましては、現行どおり、第一子、第二子が月額5,000円、第三子以降が月額1万円となっております。なお、費用負担率の変更によります市の負担増は当初予算ベースで2,318万円と見込まれます。

次に、児童扶養手当についてでございますが、1月末現在の支給対象者は、匠瑤市全体で288名となっております。その内訳といたしましては、旧八日市場市が222名、旧野栄町が66名でございます。なお、旧野栄町分につきましては、合併以前は県において支給を行っておりました。児童扶養手当につきましては、この4月1日から改正される予定であります。

主な改正点は次の2点であります。

1点目として、現行の国庫負担率が三位一体改革により、4分の3から3分の1に大幅に引き下げとなります。このため、市の負担率は現行の4分の1から3分の2に引き上がることとなりますが、これによります市の負担増は当初予算ベースで5,400万円程度と見込まれます。

2点目として、消費者物価のマイナス0.3%下落分として、支給手当月額がこれまで4万1,880円から9,880円までであったものが、4万1,720円から9,850円と改正されます。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 磯部税務課長。

○税務課長（磯部範夫君） 税の滞納の解消に向けた対策ということでございますが、市税の滞納につきましては、平成16年度末で旧八日市場市分が6億4,819万5,000円、旧野栄町分が1億4,966万8,000円、合わせて7億9,786万3,000円の滞納額がございます。旧市町の収納対策の中でかけ離れておりますのは、滞納処分の差し押さえでございます。平成16年度末で差し押さえ中の件数は、旧八日市場市は不動産50件、電話加入権10件、預貯金4件、合わせて64件、1億6,511万3,000円でございます。したがって、滞納額につきましては、時効中断の措置がとられておりますので、昭和54年から課税された税額が含まれております。一方、旧野栄町では、預貯金が1件、12万6,000円でございます。12万6,000円の滞納額は、すべてが平成12年度から課税された税額となっております。

また、滞納繰り越し分の収納に際しまして、旧八日市場市では、時効にならないように本年度の場合は、平成12年度課税の各税目の各納期ごとに収納扱いといたしております。そうすることによりまして、時効がさらに5年間延びると、こういうことになるわけでございまして、それらによる滞納繰越金額は8,436万8,000円となっております。したがって、旧八日市場市の滞納額6億4,819万5,000円のうち、滞納による差し押さえ処分、あるいは分納

の収納取り扱いなどによりまして、滞納繰越額の39%に当たる2億4,948万1,000円は時効の中断、または延長による滞納繰越額ということになっております。

以上のように、滞納者に対する滞納処分の実施時期、滞納繰越分の収納の取り扱いに相違がございます。それらの相違によりまして、不納欠損処分にも関連いたしますので、まずそれらの均一化を図ることが当面の課題ではないかなというように考えております。

収納対策といたしましては、2月1日に教育長を班長とした管理職93名によります特別滞納整理班を設置いたしました。今後、出納閉鎖日の5月31日までの間、戸別訪問徴収を実施いたします。また、税務課職員によります毎月第1、第3日曜日の収納窓口の開設と、戸別訪問徴収の実施、口座振替納税の推進、また、平成19年から予定されております税率の10%一律化、それらの対応のための特別徴収の推進等を引き続いて実施をしていきたいというように考えております。

なお、現年度課税の収納率につきましては、県内33市と現年課税につきましては1.2ポイントを下回っているという状況でございます。やはり、新たな滞納者をつくらないということで、現年度課税もあわせて徴収率の向上に向けて努力をいたしたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 石毛好郎君。

○31番（石毛好郎君） 大変ありがとうございました。1点だけ再質問させていただきます。

生活環境の整備についてですが、御承知のように、「新市建設計画」の中で特例債を使った事業、またそのほかに新市の事業等が計画されているわけですが、予算的に見ますと、合併特例債事業が80億4,300万円、特例債外の事業が約43億2,600万円ではありますが、私は、特例債事業は別といたしまして、それ以外の事業については、大変大きな金額になっているわけでありまして、また大綱の質疑からきょうの一般質問の執行部の答弁の中にもありましたように、当面、本市の財政事情は大変厳しいわけでありまして、現在の財政事情を考えれば、この43億円の特例債外の事業については十分な検討をすべきだというふうに考えております。この特例債外の新事業については、情勢の変化によって見直しも制限しないというような文言がつけてありましたが、私は、この特例債外事業について慎重に検討をすべきだというふうに考えておりますが、執行部の考え方をお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（及川新三郎君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの石毛好郎議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

すが、先ほどの質問の中で、特例債以外の事業については、再検討をする必要がありやしないかというお尋ねでございますが、これにつきましては、新市建設計画の見直しにかかわる御提案にかかるものだろうと私は理解をしておりますので、石毛議員さんの御指摘のとおり、財政状況が大変厳しい状況にありますことは私も十二分に認識をしております。今後も、引き続き歳入の確保と歳出の削減に努めていく所存でございますが、行政に課せられました重要課題は、限られました財源をいかに有効活用するかであると考えております。そういう思いの中で、したがいまして、新市建設計画の事業執行につきましては、新市の基本構想及び基本計画を策定するものとあわせて、財政状況などを十二分に勘案いたし、事業内容と事業の実施年度の見直しを行わざるを得ないものと私は考えております。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 石毛好郎君。

○31番（石毛好郎君） ありがとうございます。

一般質問を終わります。

○議長（及川新三郎君） 石毛好郎君の一般質問を打ち切ります。

続いて、田村明美さんの登壇を求めます。

田村明美さん。

〔10番田村明美君登壇〕

○10番（田村明美君） 日本共産党の田村明美です。事前に通告しました要旨に基づきまして、大きく分けて2点について質問いたします。市長の政治姿勢について、そして、もう一つは介護保険事業についてです。

まず初めに、市長の政治姿勢についてお尋ねします。

先ほど来、一般質問の答弁の中でも三位一体改革、また財政運営等につきまして議論があったわけなんです、私の観点で質問をさせていただきます。

国の三位一体改革は平成18年度を目標に進められております。しかし、地方の時代、地方分権の文言と裏腹に、財源確保の保証なしに政治的、政策的縛りを相変わらず地方自治体にかけてきております。財源の少ない地方にとっては大変困難な状況に置かれております。

先日、テレビ番組の中で、衆議院議員の亀井静香氏が、今、地方の首長らは大変怒っている。合併すれば財政支援があるかのように仕向けられたが、合併してしまえば国からは何も。だまされたとみな怒っているというような趣旨の発言をされておりました。政府の三位一体改革方針に異論を唱えるということは地方分権に逆行することであるという認識は、こ

これは誤りであると私は考えています。そもそも、土地の立地条件や産業構造の違いと、条件の違いにより、自主財源だけでは標準的な地方行政の運営が成り立たない地方自治体に対しては、地方交付税の地方財政調整制度と地方財源保障制度の機能を発揮して、地方の財源確保に責任を持つのが政府の責任であると考えます。国による地方の財源確保を明確にすると同時に、民主主義の遂行として地方分権の推進を進めていくべきであると考えます。市長においては、政府が進める三位一体の改革に対してどのような見解を持っておられるでしょうか。

また、本市の行財政運営については、国の流れになすがままのありようではなくて、市としての独自性を打ち出して市政執行していく方針はないのでしょうか、答弁をいただきたいと思います。

次に、市、町の合併協議の中で、広く市民に対し、市民負担は軽く、市民サービスは充実させていくのが合併のメリットの一つであると、市長初め執行部は訴えておられました。合併後の新市の行財政運営において、その目標、市民負担は軽く、市民サービスは充実させていく、その目標値と目標達成計画、そして合併協議によって、調整決定され、実施されようとしている到達値は、どのような施策、また事項があるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

第3番目に、市長は、匝瑳市長選挙の立候補に当たり、公約は掲げない、市民の皆さんの要望をよく聞いて、実現に向け努力していきたい旨の発言をマスコミも含めさまざまところでお話しされたと聞いています。

そこで、市民要望の掌握とその実現に向けた方策のあり方が大変重要な課題になっています。市民要望と言っても、ある一人の市民の要望も、あるいはまた、市民の総意としての要望も市民要望として認めることは可能です。それが社会的要望であると判断するためにはそれなりの根拠が必要となります。また、要望実現のために、どれだけの財源や力量を尽くすかについても、市民に理解を求め、市民を納得させ得る強いものがなければなりません。財政事情が悪化している中では、要望実現はなお一層難しくなっています。一般的に首長選挙に立候補する場合、私はどこに、何に力を入れた政策を行うのかという政策的公約を打ち出して、そのことに賛同をもらうことで当選を得るという手法をとるのではないかと思います。しかし、江波戸市長は、政策的公約を掲げませんでした。だからこそ市民要望の実現についても何をするのかよくわからない。市長に就任された現在、市民に対する具体的説明をすべきときではないでしょうか。市民要望を掌握するための具体的方法と民主主義的な運営にの

つとった、市民要望実現のための方策について御答弁いただきたいと思います。

第4に、合併協議により決定された新市建設計画の取り扱い方及びその実行に向けた段取りについて答弁いただきたいと思います。先ほども、質問、答弁ありましたが、改めてお尋ねしたいと思います。

新市建設計画の実行に当たって、その財源確保の見通し、合併特例債の活用の見通し、県の許可関係の見通し、税金のむだ遣いとならないためのポイントについてお答えいただきたいと思います。

市長の政治姿勢の最後、第5番目に、社会保障と受益者負担の考え方について、市長の認識、見解を伺います。

今、日本の経済社会状況において、経済的格差が拡大しており、その格差の影響は子供の学力格差、受けられる医療や介護の格差、雇用の格差等々、あらゆる分野に波及し、大変な問題を引き起こしているという論議がなされるようになりました。この経済的格差がもとのさまざまな格差の拡大をいたしかたないもの、当然のものとして認識するのか。また、あるいは格差はでき得る限り小さく、なくしていくべきものと認識するのか、この認識の違いが社会保障、また受益者負担のあり方についての判断としてあらわれてくるのではないかと考えます。現代日本の経済社会における格差の拡大についての市長の認識、見解もお尋ねいたします。

次に、第2番目、介護保険事業について質問します。

まず初めに、第1期介護保険事業計画、第2期介護保険事業計画の実施について、市当局としての評価、そして、今後に生かす見地から、抱える問題点と課題を問うものです。

これからの高齢化社会の介護を従来の家族任せではなくて、社会全体で支えていくという方針をもって、平成12年4月1日に介護保険法が施行され、3年に一度の計画の見直しを図りながら、これまで第1期介護保険事業計画、第2期介護保険事業計画が高齢者保健福祉計画とあわせて策定され、それに基づいて実施されてきました。65歳以上の高齢者と、15種類の特定疾病を起因とする障害を持つ40歳以上の人を対象として、介護サービス給付を市が保険者となって保険料を徴収して行うのが介護保険事業計画、そして、介護保険の枠に入らない高齢者の保健福祉サービス事業は高齢者保健福祉事業計画としてまとめられ、実施されてきたと理解しています。

旧八日市場市の場合、平成12年4月1日の介護保険制度の開始に向けて、第1期事業計画の策定に当たっては、平成10年度から2名の市民公募委員を含めて事業計画策定懇談会を定

例会として開催し、よりよい介護保険事業計画をつくろうと気合の入った行政執行がなされていたと記憶します。私も、平成10年度の事業計画策定懇談会委員の一人として市民公募枠で参加させていただきましたので覚えております。介護というものは、従来の福祉の措置制度から、保険料の支払い義務と同時に、利用者のニーズにあわせて、いろいろ選択可能な介護保険サービスに移るということで、要介護認定の申請など、介護保険制度の周知、徹底を図ること、介護サービス基盤の整備を充実させること、介護サービス利用料に比例して高くなるを得ない介護保険料を幾らに設定するのかなど、大きな課題が山積していました。平成12年度から平成14年度までの3年間の第1期は要介護認定者数及び介護保険サービス利用料は見込み以上の順調な伸びを示し、介護保険制度というものが市民の生活に根づいてきたと見ることはできるのではないのでしょうか。

この時期、保険料の減免、申請減免制度が課題になり、旧八日市場市では実施されてきました。そして、平成15年度から平成17年度の第2期事業においては、介護保険が市民生活に浸透し、家族以外の人の手による介護というサービスを気軽に利用するという状況が一般的になりました。当初より6年の間、保険料の引き上げを行わずにきたので市民は保険料負担の重さを感じつつも、高齢化社会の介護は、保険料と税金を財源にして社会全体で行われていくのだという介護の社会化に将来の安心を見出し始めたときではないのでしょうか。市直営の介護老人保健施設そうさぬくもりの郷も開設されました。特別養護老人ホーム等の入所待機者数は100名にも達し、施設不足の改善にはほど遠い状況がありますが、民間の居宅介護サービス事業所やグループホームなども開設され、利用者がサービス内容で事業所を選ぶ状況も生まれてきました。市民は、この間の介護保険サービスのあり方にやっとなじみ、今後は保険料負担が重くならないこと、収入、所得の状況に応じた保険料、サービス利用料の軽減、減免が施策として行われること、介護サービスの質がより充実したものに発展していくこと、これらを求めているのではないかと考えます。

そこで、第1期事業計画、第2期事業計画の実施について、当局の評価、問題、課題の認識いかがでしょうか、伺いたいと思います。

次に、第2番目に、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画概要版が、先日の議会中に配付されました。平成18年度からの3年間の本市の第3期の事業計画について、そこで伺いたいと思います。

現在、匝瑳市は、人口約4万2,500人、うち高齢化率24.4%、1万370人、4人に1人が65歳以上の年齢となっています。介護保険の要介護認定率は12.2%を超え、さらに75歳以上の

後期高齢者の人口は着実に上昇しています。平成17年度においては、75歳未満の前期高齢者数よりも75歳以上の後期高齢者数の方が多いという状況に至っています。介護保険サービスの利用は、後期高齢者が高まる傾向なので、今後の保険給付料の推移は介護保険財政に大きな影響が出るとの認識が第3期事業計画の中で示されています。私は、長寿社会は喜ぶべきことであり、介護の社会化を目指した介護保険制度をより充実させていくことが求められていると考えるものですが、このたびの介護保険法の改定内容を見ますと、介護の社会化とは逆の方向に向かっているのではないかという疑問を抱いています。来る4月1日から始まる第3期事業計画は、この改定された介護保険法にのっとり、その法的根拠を持つ厚生労働省の具体的な指針に沿って策定されたものであると考えます。介護保険法の改定からどのような影響を受けてこの事業計画が生み出されたのでしょうか。当局の認識を伺います。

次に、介護保険法のもとでも、保険者は市、匝瑳市であるということから、実態や利用ニーズに対応する匝瑳市独自の施策を事業計画に位置づけ、展開していくことも可能であると私は考えます。それには、この間、過去6年間の介護保険制度に関する市民や利用者の実態をどれくらい当局がつかんでいるかが問われてきます。新しい事業計画において、従来と大きく変わり危惧する分野について、これから幾つかお尋ねしたいと思います。

まず1番目には、要介護認定の区分の変更により従来の要介護1を認定された人の7割から8割の数の人々が新しく要支援2という認定を受けると見込まれています。この要支援になれば、施設サービスは利用できなくなり、新予防給付のサービスのみ利用可能というように利用できるサービスが狭められることとなります。全国では、約150万人がこの新予防給付の対象者になると見込まれています。

原則として、市の地域包括支援センターの保健師が、この介護予防サービスのケアプランを作成することになっているかと思いますが、要介護度が重くなり、介護サービスが必要とならないよう、介護予防のメニューでケアプランを立てるということも聞いていますが、現実的には身体の改善の可能性が低い人、本来、必要な介護サービスの給付から、これらの人々が排除されるということは決してないのでしょうか。新しい要支援1、2の認定を受けた人が従来どおりのサービスを受け続けられるのでしょうか。また、特別養護老人ホーム等施設サービスを入所で受けている方で、要支援2に変更となってしまった方について、このまま施設サービスの受給が継続できるのでしょうか。

国は、財政負担を抑えるためには、保険給付料を抑えたいという方針にあります。また、保険者である市は、保険給付をニーズにあわせてふやしていけば、財政支出と保険料額の引

き上げにつながるという懸念を抱いており、保険給付額のアップにつながる介護サービスメニューは、ケアプランから遠のいていくという方向が出てくるのではないのでしょうか。新予防給付と従来の居宅介護サービス、居宅介護支援サービス等との違いを示してください。

第2番目に、従来国や県、市の公費負担で行われてきた分野の事業が、これからは地域支援事業として、市が実施主体となって介護保険を財源として行われるようになります。地域支援事業は高齢者一般を対象にした介護予防事業、また、市直営の地域包括支援センターが実施主体となる包括的支援事業、そして、その他入院事業という三つの事業に分かれるということですが、この地域支援事業を充実させていくと、その分介護保険料にはね返るという仕組みです。従来、これらの事業は、国や県、市の一般財源をもとに行われてきたものです。今回、介護保険制度に組み込まれ、介護保険財源に組み込まれています。高齢者の健康福祉に総合的にかかわり、介護予防に取り組むというような大変重要な事業内容の地域支援事業ですが、財源問題も含め、市は今後、どのように取り組んでいく計画でしょうか。地域支援事業についてお尋ねいたします。

3つ目に、1号被保険者の保険料の設定と保険料負担の軽減、減免についてお尋ねします。

このたび基準保険料は現行の2割引き上げとなる月額3,000円という提案が議会に出されました。現行では所得に応じた5段階区分ですが、新しい提案では、6段階区分になっています。保険料算定に当たって勘案した点をまず伺います。

また、先日の大綱質疑において、基金残高約1億4,908万円を見込む、そのうちから今後の3年間で5,805万円を取り崩すことで保険料は基準額、月額3,000円となるという答弁があったと記憶していますが、仮にこの基金の取り崩しをさらに5,000万円ふやして、保険料を算式で計算すると、月額2,852円になるのではないのでしょうか。なぜ、基金の取り崩しを3年間で合計額5,805万円にしたのか、その理由、根拠をお示してください。

また、保険料負担の軽減策はどう図られているのでしょうか、保険料の申請減免制度について周知徹底を図り、相談者に対する窓口対応をより充実させることがますます求められてくると考えますが、保険料と負担軽減策について答弁いただきたいと思います。

4番目に、要介護1から5の人が介護保険で利用できるサービス及び要支援1から2の人が介護保険で利用できるサービスについて、その基盤整備の実態を伺います。

当該地域で不足しているサービス、そして、それを充実させていくための市の施策についても伺います。

第5に、サービス利用の推進のための施策について伺います。

このたびの改定で、市直営の地域包括支援センターの果たす役割が非常に大切になっているということがわかりました。その役割について御答弁いただきたいと思います。

また、所得や収入状況に応じて制度が活用できるサービス利用料の負担軽減策についての検討はなされているでしょうか、とりわけ平成17年10月から実施されています施設介護サービスにおける居住費と食費の自己負担及びデイサービスやデイケアにおける食費の自己負担について、すべての利用者が負担しきれているのかどうかの実態把握はできているでしょうか、求めるものです。入所して、施設介護サービスを受ける必要のある人が、その利用料負担ができずに入所をとりやめる、または退所しなければならないということは全くないのでしょうか。また、食費の自己負担額が大きいため、デイサービスやデイケアの利用回数を減らしているという実態は全くないのでしょうか。

最後、第6に、介護サービスの利用と提供の関係にミスマッチもなく、円滑に行われるためには、公的機関の働きかけが必要であると考えます。地域包括支援センターはそういう面での機能発揮が得られるところではないかと期待するものです。また、運営協議会の役割も重要であると考えます。地域包括支援センター運営協議会の認識についてお答えください。改定介護保険法のもとで、それにのっとった事業を市が忠実に行っていただくだけでは介護の社会化の理念から遠のくばかりになると私は考えます。市民、利用者、その家族が望んでいる方向性を的確に掌握し、ニーズに対応できる施策を、市の独自性を打ち出して展開していく姿勢が強く求められます。その理念、根拠となるのは日本国憲法第25条に示されている生存権保障の観点です。保険料と利用料、そして税金を財源にして運営展開されている介護保険事業ですが、相互扶助を超えた社会保障としての方向性をはっきり見据えていく必要があると考えるものです。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長（及川新三郎君） 田村明美さんの登壇質問が終わりました。

田村明美さんの質問に対する執行部の答弁を保留し、暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○議長（及川新三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

田村明美さんの質問に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの田村明美議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、初めに、三位一体改革のもとで、本市の行財政運営についてのお尋ねでございますが、国の補助金の削減や補助制度が廃止されたものが、平成18年度までは所得譲与税といたしまして、平成19年度以降は市民税として税源移譲されておりますので影響はないものと見込んでおりますが、地方の交付税や臨時財政対策債は減額をされております。しかしながら、三位一体の改革の現状は、国の財政再建が前面に出され、本来の目的でございます国と地方の担うべき仕事を見直し、その上で仕事に見合う税源を地方に移すということでは不十分でございます。

そういう思いの中で、三位一体改革について、市長の考え方はどうなんだということでございますので、私は、実は三位一体の改革について考えるときに、ことしの冬の気候と似ているように思えてなりません。ことしの冬は、ここ数年来経験したことの無い非常に厳しい寒さであったわけでございます。地方にとっては、冷たい北風が吹かないように祈るばかりでございます。公然とはなっておりませんが、税源をめぐる分権改革には、私は北風的な改革と太陽的な改革の2つの路線の対立があるような気がいたします。どちらも地方の国への財政的依存を小さくし、自立的な自治体をふやすという方法では一致をしているようですが、やり方が違うような気がいたします。北風的な改革は地方交付税を減らし、寒風の中で自治体を鍛えるやり方でございます。

一方、太陽的な改革は、国から地方への税源移譲によりまして、自治体の懐を温かくすることを第一に考えるものでございます。三位一体とは、この2つの抽象的な改革だと私は思っております。私は地方の自治体は、太陽的な改革を望んだものでございますが、実際にはむしろ地方交付税の5兆円の削減など、北風的な要素が色濃く出されている現状でございます。非常に不本意な結果ではあります。ともかく第1期の改革は一段落をしたので、次の改革は地方がだまされないようにしっかりと国の対応を注意して見守っていくべきものと私は考えております。そういう中に従いまして、この改革が地方財政の負担増となることのないよう、市長会などを通しまして、国に要望してまいりたいと思う次第でございます。

次に、市民サービスの向上についてのお尋ねでございますが、市民の負担は軽く、サービスは厚くという、合併の基本的な方向性といたしましては、そのとおりだと私は認識をしております。しかし、個々の事務事業の調整につきましては、厳しい財政状況や各種法制度などを念頭に置きながら、合併協議の中で真摯にご協議をいただき、それぞれ個々に一定の方

向性を出されているところでありますが、市民負担にかかわる目標値や達成計画というものではございません。

調整の一例を挙げますれば、保育料の統一、市内循環バスの運行拡大及び各種の制度資金利子補給金の統一などがございます。継続課題であります国保税の統一につきましては、今議会で御審議をいただいているところでございます。今後、合併協議会での方向性を尊重しながら、各種の事業を積極的に展開をいたしまして、新しい匝瑳市民の福祉の向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市民の要望掌握のための具体的な手法と民主主義的運営に沿った市民要望実現の方策についてのお尋ねでございますが、市民要望の掌握のため、市民の声を聞くというのは、私の今後4年間の基本方針の一つでもございます。特に合併直後のこの時期に、旧八日市場市民と旧野栄町民との融和を図ることぐらい大切なものはないと思っております。その意味でも、市民の声をよく聞くことは重要なことではないかと認識をしておるところでございます。

市民要望の掌握のための具体的な手法といたしましては、これまでは審議会の開催、住民意識の調査、各種団体からの意見収集、そして、住民の懇談会などが標準的な手法でございましたが、今後、インターネットによる住民参加などの新たな手法についても検討してまいりたいと考えております。

また、旧八日市場市議会議員の皆様方は御承知のとおり、私は、旧八日市場市の市長でございましたときに、市民がつくる市政を实践するための市民参加制度といたしまして、平成11年1月に住民代表からなります市民フォーラム21を立ち上げさせていただき、市民の皆様方から提案されました諸施策につきまして積極的に市政へ取り入れてまいりました。新市におきましても、早急に市民フォーラム21を立ち上げまして、市民の皆様方から自由な発想での御討議、御提言をちょうだいしてまいりたいと考えております。

次に、合併の新市建設計画の実施についてのお尋ねでございますが、新市の建設計画は御案内のとおり、合併特例法の規定により、新市の建設を総合的、かつ効果的に推進することを目的といたしまして、合併協議会の場で作成をされたものでございます。新市匝瑳市にとりましては、地方自治法の規定による基本構想の策定作業はこれからであり、この建設計画が当面の市政運営の基本となりますので、御理解を賜りたいとお願いする次第でございます。

この計画は、基本的に、旧2市町の総合計画を継承しておりますが、主要事業などでは幾つか新規事業も盛り込まれております。こうした事業につきましては、より具体的に、十分

検討し、財政状況などを勘案をしながら、その実現に努力をしまいたいと考えております。

続きまして、社会保障、受益者負担の考え方についてのお尋ねでございますが、社会保障は市民にとりまして最も大切な生活の基礎であり、生涯設計における重要なセーフティーネットでもございます。これに対する信頼なしには市民の安心と安定はあり得ないと思うところでございます。社会保障の三本柱であります年金、医療、介護は自助と自立の精神を基本として、世代間の給付と負担の均衡を図って相互に支え合い、将来にわたり持続可能な安心のできる社会保障制度の構築を図っていかなければならないと考えておるところでございます。そのために、市民の皆様方には、社会保障の意味や役割を、そしてその内容をよく御理解をいただくことが大事なことでと考えております。

先ほどの私に対しての公約についてのお尋ねがございましたが、私は、何で公約を掲げなかったんだということでございますが、私は、所信を持って公約にさせていただきたいという思いで、三本の柱を私は立ち上げました。市民の声をよく聞くこと、また旧八日市場市の市民と旧野栄町の町民の融和を図ること、それと受益と負担という三本の柱を立ち上げさせていただきました。私が、なぜ公約を打ち出さなかったかというなれば、私は公約というのは、自分だけの選挙公約でございます。それよりも、新しくなる旧野栄町と旧八日市場市が一本になり匝瑳市民になるわけでございます。そういう思いの中で、多くの市民の方から御意見を聞き、その聞いた御意見を一つの企画に設定いたしまして、それに予算をつけて、議会の先生方に御承認をいただくと、これが本来の、私は、市民あつての市民の政治ではないかなという思いがございましたので、あえて公約ということにつきましては申し上げさせていたできなかったわけでございます。私の所信でございますので、あくまでも市民の声を聞くと、これを前提に、前面に打ち出しまして、これからの4年間をそのような方向でもって行政を支えていきたいと、かように考えておるものでございます。

次に、本市のように、合併をして間もない団体にあつて、市民と行政がともに手を携えて新しいまちづくりを進めていくためには、やはり私が申し上げましたように、市民の声をよくお聞きすること、市民相互の連帯感、そして一体感を深めること、そして、市民一人一人が地域の構成員として、受益者負担の原則に基づきまして、公平かつ適正な御負担をお願いすることが重要であると考えております。いずれも、市民との協働によるまちづくりにおいては不可欠な事柄でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、その後に、市民、国民の経済的格差拡大に関する市長の認識はとのお尋ねでございましたが、私は、基本的に経済的格差の拡大は社会にひずみが生まれます。社会に必ずひずみが生まれます。豊かな社会であることに幸せがあると考えております。できるだけ、早く格差は縮小されなければならないと考えておるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から御答弁させていただきますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（及川新三郎君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 新市建設計画の実行のための財源ということで質問がありましたので、市長答弁に補足をさせていただきます。

午前中の椎名議員さんの御質問にもお答え申し上げましたように、平成18年の経常収支比率は、当初予算ベースで99.3%と見込まれております。ということは、投資余力はないに等しいということでございます。新市建設計画に計上されております事業も含めまして、投資的経費に充当できる財源は、当面基金からの繰入金と起債、それに国・県の補助金しかないだろうというふうに考えております。

基金が底をついてしまえば、今言ったものしか財源がございませんので、新市建設計画に計上されている事業を含めまして、投資的事業は当面の間、抑制せざるを得ないということと考えております。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 飯田企画課長。

○企画課長（飯田正信君） それでは、私の方からは、新市建設計画における合併特例債事業について補足させていただきます。

特例債事業につきましては、これまでも御答弁を申し上げてきましたとおり、厳しい財政事情を考えますと、今後、基本構想の策定の中で必要な事業の見直しなどについて検討していかなければならないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 柏熊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（柏熊明典君） それでは、田村議員の御質問でございます介護保険事業関係について御説明申し上げます。

まず、平成12年からの1期、2期の評価と課題ですけれども、第1期目が、先ほど御説明されたように、平成12年から平成14年といたしまして、老人福祉と老人医療に分かれていた

高齢者の介護に関する制度を再編し、利用しやすく公平で効率的な社会システムとして支援する制度から、利用者がみずからの選択に基づいたサービスを利用をする制度となりました。また、公的機関のほか多様な民間事業の参入促進が図られ、効率的で良質なサービス提供が確立されてきました。

第2期目でございます、平成15年から平成17年度、当年までですけれども、リハビリを中心とした老人保健施設、匝瑳市におきましてもそうさぬくもりの郷、また、全室個室ユニット型特別養護老人ホーム花園の開設、また、住みなれた地域で軽度の認知症者が、少数で共同生活するグループホームの開設等が行われております。高齢者個々のニーズに合わせた施設の整備が行われてきました。また、問題と言いますか、課題につきましては、高齢者人口が増加し、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び特別養護老人ホームにおける待機者が、平成17年10月1日現在で195名ほどおりました。

次に、平成18年度から実施されます第3期介護保険事業計画ですが、この4月から介護保険法の改正に伴い、65歳以上の高齢者が、尊厳を持って自宅を含む地域で自立していくことを目指して、高齢者の身体状況に合ったサービス体系を確立していきます。

例えば、元気な高齢者には元気な高齢者用の一般高齢者施策を、介護を必要とする方には、介護サービスの中で実施し、要支援に移行する状態の方や要支援の状態が悪化しないための予防施策を確立してまいります。さらに、予防施策の中心として、地域包括支援センターを設置してまいります。

新予防給付の体制整備と必要な確保については、各地域ごとに総合的な相談窓口機能、介護予防ケアマネジメントなどを行う地域包括支援センターを、平成18年度に西地区でございます匝瑳市役所内に設置いたします。将来的には、南地区でございます旧野栄町地域に1カ所設置することといたします。

また、サービスの確保については、日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護施設、また認知症対応型共同生活介護施設等の整備を検討してまいります。

次に、保険料の設定ですが、現在は5段階ありますが、平成18年度からは6段階に分かれます。それで、新たに全世帯が市民税非課税の方で、本人の年金収入が80万円以下の方が第2段階として新たに追加されました。それで6段階になります。

負担軽減措置につきましては、平成17年度の税制改正に伴う高齢者の非課税限度額の廃止に伴い、高齢者の所得が変わらないのに利用者負担や保険料が大きく変わることが起こらないように緩和措置が条例の中に制定してございます。それによりまして、対象者は、緩和の

対象者ですけれども、市民税で経過措置の対象とされた人で、平成17年1月1日現在において65歳以上の方、前年の合計所得金額が125万円以下の方。

次に、税制改正により世帯主、または世帯員が新たな課税者になったことにより、世帯課税者となった方が緩和措置の対象となります。

それから、保険料の設定と負担軽減措置についてですけれども、第1号被保険者の保険料の御質問がございましたけれども、本年度高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に当たり検討してまいりました。

改正の根拠につきましては、議案第16号の方で御審議願っております介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、その中で、平成18年度から保険料基準額として、現在までの2,500円から3,000円に、年額にいたしまして1万8,000円から5万4,000円と御審議願ったところでございます。平成18年からの介護保険事業に際しまして、法の全面的な見直しがございます。本会議でも御説明しておりますとおり、介護予防事業を行うために地域支援事業を行っていく、そういうために金額の方が新しい事業を含めた関係で行っております。その料金の改定につきましては、事業計画推進協議会の委員さんの御意見をお聞きいたしまして、また県下近隣の市、町の状況も考慮し、介護保険準備基金などの取り崩しを含めまして決定させていただきました。

また、保険料の納付に当たりまして、先ほど御説明いたしましたように、激変緩和措置が3年間かけて行われる予定でございます。

それから、先ほどの御質問の中で、当計画では3年間で5,800万円の基金を取り崩すことで、その5,800万円は金額に直しますと、172円になっております。その額が取り崩すということによりまして出た保険料が3,000円ということになりました。

さらに、先ほどの質問で5,000万円の取り崩しは、ということですが、県の方の指導によりまして、約1割程度の基金は持っていた方がいいですよと、運営上支障が出た場合どうするんですか、ということになりますので、基金はそれ以上取り崩さないようになっております。

それから、住居費、食費の負担についてですけれども、大綱質疑の方でもございましたけれども、退所、入所したりする方はおりますけれども、住居費、食費の負担についての影響については、現在影響はなしということです。

それから、地域包括支援センターの運営委員会の関係ですけれども、地域包括支援センターの運営事業につきましては、地域包括支援センターの公平性を図るために設置されるもの

でございます。議案第16号が可決された後、開催する運びになると思っておりますけれども、メンバー的には介護の被保険者、それから介護の認定審査会委員、介護保険施設の事業者、居宅介護サービス事業者、それと居宅介護支援事業者、それと保健、医療、福祉にかかる学識経験者を含めまして10名で構成する予定でございます。

また、地域支援事業につきまして御質問ございましたけれども、これは、介護保険とは別に要支援、要介護になるおそれのある老人の方を対象に運動などの指導を行っていくものです。これについては、老人人口の3%か5%程度を目標に考えております。

それから、要介護1、要支援1、2の人の受けられる予防サービスですけれども、これにつきましては、介護サービスの方の居宅部分とほとんど変わっておりません。書き方に予防という字が記入されております。主なものは、ホームヘルプサービスです。それから、介護予防訪問入浴、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、そのほかもございましてけれども。

それから、要介護1の方ですけれども、介護の軽度の方につきましては、自分のことは自分でできるように指導するのが今度の新予防給付です。もし、要支援になりましたとしても、できるだけ自分のことは自分でできるようにしていく指導を行います。

現在、要介護で施設にいる方もあろうかと思っておりますけれども、その方につきましては、施設と保険者と本人と話し合い、実態を把握しまして、退所しない方針で対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（及川新三郎君） 残り時間がありませんので、質問、答弁とも簡明にお願いをいたします。

田村明美さん。

○10番（田村明美君） 再質問します。

市長に、いま一度伺いたいんですが、社会保障のとらえ方、また経済的格差の拡大は縮小されるべきだという見解をいただきまして納得するわけなんですが、そこで、受益と負担を明確にするというのが市長選挙に当たりましての市長の方針というんですか、ということだったということなんですが、一般的な意味ではよくわかる受益と負担ということなんですが、ただ、福祉や国保税などのような医療の面では、特に介護保険については、介護保険料ゼロ円、負担ゼロ円というのが原則的には存在しないわけですね。そういうことから見ましても、所得や現在の収入状況、生活状況によって、必ずしもサービス等を利用して受益を

受ける人が負担ができるとは限らない。負担が非常に困難であるというケースが経済的格差の拡大によってふえてきているという、そこに一番の問題が出ているんだと思うんです。そこについて、負担が非常に困難な人や世帯に対して、これは法制度に基づいたものだから受益者負担で負担していただかないわけにはいかない。負担ができない場合は利用を制限する、または利用できないものとするという、そういうふうになってしまうと、社会保障ということが全く保てなくなる。そういう事態が広がってきている傾向にあるということなんです。そのことについては、匝瑳市としては、どういうスタンスに立って、これから執行していかうとされますでしょうか。前向きな答弁をいただきたいと思います。

それから、介護保険の関係で、課長から答弁いただいたんですけども、一つ、要支援1、2の方がこれから受けられる介護予防サービスは現行の居宅介護サービスや居宅支援サービスと違うところがあるのでしょうか。はっきりさせたいと思うのでお願いしたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 受益と負担の関係でございますが、私が、先ほどの答弁の中でも、かつて日本が経験したことのない少子・高齢化社会を迎えるわけでございます。そういう中にありまして、福祉と医療と介護という大きな3つの問題が浮かび上がってきます。当然、この問題につきましても、財政的には大きな予算がつかなければならないという思いがしております。そういう思いの中で、できれば受益と負担をしていただきたいということでございます。

そして、どうしても負担ができないという者に対しましては、十二分に調査をしていただきまして、その結果この人はこうだったというのであれば、私も鬼ではございません。心には思いやりがございます。そういう方には思いやりを持って迎えてあげたいというふうに考えておりますので、その点御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（及川新三郎君） 柏熊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（柏熊明典君） ただいまの御質問ですけれども、介護予防サービスの居宅サービスと介護サービスの居宅サービスですけれども、メニュー的には一緒でございます。ただ、違いますのは、介護の方は1日幾らですけれども、介護予防サービスの方は1カ月幾らという単位になります。1カ月ですから単価的には多少下がったところがございまして、月の差と1日の差、そういうところでございます。

○議長（及川新三郎君） 田村明美さん。

○10番（田村明美君） 1点、市長の再答弁に関してなんですが、そこで、介護保険料とい

うのは先ほど質問させていただきましたが、介護保険料、国保税、そのほか固定資産税も該当するかと思うんですが、減免制度というのが条例に明記がされていることについて、これからは減免制度を当事者、被保険者等の当事者の立場に立って、積極的に制度を運用していくということについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 減免制度という制度がある以上は、こういう方にはやはり思いやりを持って減免をしていきなさいということではないかなと思っております。それでなければ、減免制度というものはあり得ないと私は考えております。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 田村明美さんの一般質問を打ち切ります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。



次会日程報告

○議長（及川新三郎君） 明3月23日木曜日は定刻より会議を開き、一般質問を行います。



散会の宣告

○議長（及川新三郎君） 本日はこれにて散会いたします。

午後 3時35分 散 会